

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【事業年度】	第21期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	株式会社サンウェルズ
【英訳名】	SUNWELLS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 苗代 亮達
【本店の所在の場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 上野 英一
【最寄りの連絡場所】	石川県金沢市二宮町15番13号
【電話番号】	076-272-8982（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 上野 英一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (百万円)	8,174	13,236	20,107	26,496	28,136
経常利益又は経常損失 () (百万円)	117	674	1,720	388	2,168
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	19	312	802	925	1,656
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	35	35	35	35	35
発行済株式総数 (株)	11,740,000	11,740,000	35,220,000	35,220,000	35,220,000
純資産額 (百万円)	620	4,655	5,198	8,616	6,972
総資産額 (百万円)	9,055	19,260	31,591	38,994	45,633
1株当たり純資産額 (円)	26.73	155.78	171.86	265.69	214.97
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	11.00 (-)	26.00 (13.00)	14.00 (6.00)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	0.85	11.10	26.61	29.12	51.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	10.88	26.40	-	-
自己資本比率 (%)	6.9	24.1	16.4	22.0	15.2
自己資本利益率 (%)	3.1	11.9	16.3	-	-
株価収益率 (倍)	-	233.33	103.04	-	-
配当性向 (%)	426.9	82.8	52.7	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	378	1,140	2,557	1,883	332
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	633	2,041	5,662	4,396	1,275
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	573	2,696	3,801	4,842	62
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	814	2,610	3,307	5,637	4,092
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,081 (87)	1,747 (84)	2,435 (86)	3,302 (92)	3,570 (83)
株主総利回り (%)	-	-	106.4	22.8	10.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(141.3)	(139.2)	(187.4)
最高株価 (円)	-	2,729 (9,160)	3,880	3,095	982
最低株価 (円)	-	2,574 (2,265)	2,014	475	222

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため、記載しておりません。
3. 第17期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4. 第17期の株価収益率については、当社株式は非上場でありましたので、記載しておりません。
5. 第20期及び第21期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数については、年間の平均人員数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。なお、臨時雇用者とは、正社員以外の直接雇用者(パートタイマー及び嘱託契約の社員)であります。
7. 当社は、2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は当期純損失並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
8. 当社株式は、2022年6月27日付で、東京証券取引所グロース市場に上場しているため、第17期から第18期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
9. 当社は、2022年6月27日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から第18期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
10. 最高株価及び最低株価は、2024年7月17日以前は東京証券取引所グロース市場におけるものであり、2024年7月18日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。なお、2022年6月27日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
11. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますので、第18期の株価については、株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割による権利落ち前の最高株価及び最低株価を記載しております。
12. 第19期より、金額の表示を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第18期以前につきましても百万円単位に変更して記載しております。
13. 第20期より、会計方針の変更に伴い遡及修正が行われたため、第19期以前については遡及修正後の数値を記載しております。
14. 第17期、第18期及び第19期については、過年度決算訂正を反映した数値を記載しております。
15. 第20期及び第21期に係る自己資本利益率及び株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

2【沿革】

当社は、介護施設の運営を中心として事業を行っております。当社の創業は、代表取締役社長である苗代亮達が自身の大病を患った経験から、病気や障害を持っている方をサポートしたいとの思いを持ち、当社の前身である株式会社ケア・コミュニケーションズを2006年9月に設立したことに始まります。その後、当社代表取締役社長苗代亮達の実父である苗代明彦が建築業を目的として設立した株式会社アイテム（旧：有限会社アイテム商業建築研究所）の子会社2社を2011年4月に吸収合併し、株式会社サンウェルズに商号変更すると共に、株式会社アイテムの子会社となりました。2013年12月に株式交換により株式会社アイテムを子会社化し、主に医療・介護の領域において事業を拡大し、現在に至っております。

当社設立以後、現在までの沿革は次のとおりであります。

年月	概要
1979年12月	建築業を目的として有限会社アイテム商業建築研究所を石川県金沢市に設立
2001年8月	有限会社アイテム商業建築研究所を組織変更し、株式会社アイテムを設立
2006年9月	通所介護サービスの提供を目的として株式会社ケア・コミュニケーションズ（現：株式会社サンウェルズ）を石川県金沢市に設立
2006年11月	民家型デイサービス「和の家デイサービス（現：太陽のひだまり窪）」を石川県金沢市に開設
2007年7月	訪問介護サービスの提供を目的として株式会社アイテムが株式会社セントラルケアスタッフを石川県金沢市に設立
2008年5月	グループホームサービスの提供を目的として株式会社アイテムが株式会社サライを石川県金沢市に設立
2011年4月	株式会社サライが「グループホームサライ（現：太陽のプリズム窪）」を石川県金沢市に開設 株式会社ケア・コミュニケーションズが経営の効率化を目的として株式会社セントラルケアスタッフ及び株式会社サライを吸収合併し、株式会社アイテムの子会社となり、株式会社サンウェルズに商号変更
2013年10月	住宅型有料老人ホーム「太陽のプリズム河原」を石川県加賀市に開設
2013年12月	加圧トレーニングジムの運営を目的として株式会社SUN加圧スタジオを石川県金沢市に設立
2013年12月	中長期的な企業価値向上を目的として株式交換により株式会社アイテムを子会社化
2018年2月	経営の効率化を目的として株式会社SUN加圧スタジオ及び株式会社アイテムを吸収合併
2018年6月	住宅型有料老人ホーム「太陽のプリズム白山annex」内にパーキンソン病患者専門フロア「リライフ白山（現：PDハウス白山）」を石川県白山市に開設
2019年6月	パーキンソン病専門住宅型有料老人ホーム「PDハウス野芥」を福岡県福岡市早良区に開設
2022年6月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年7月	東京証券取引所プライム市場への市場区分変更

3【事業の内容】

当社の事業は介護事業の単一セグメントです。当社は、介護施設の運営を中心とする事業会社であります。介護施設の運営事業において当社が提供するサービスは、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法の適用を受けるため、サービス提供時には、自己負担金として1～3割を利用者に請求し、残りの7～9割の費用は国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金に請求して保険給付を受けております。そのため、当社の主な収入は、介護保険、健康保険及び障害福祉サービスによる保険報酬であります。また、介護施設の運営事業のほか、福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業や加圧トレーニングジムの運営事業等を行っております。

事業の内容は下記のとおりであります。なお、()を付している用語に関しましては、章末に「用語解説」として用語の解説を記載しております。

a. 介護施設の運営事業

当社では、老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて以下の各種介護サービスを提供しております。当社の売上高は、主にこれらのサービスの提供によって各都道府県の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金の審査支払機関から得る介護保険、健康保険及び障害福祉サービスによる保険給付と、利用者から得る自己負担金及び保険適用外であるホテルコスト（家賃、光熱費、食事管理費、管理費）等により構成されております。

サービス	対象となる利用者
パーキンソン病専門ホーム (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	パーキンソン病患者
医療特化型住宅 (有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	がん等の難病患者、要介護認定()を受けた方、認知症患者
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症患者
通所介護(デイサービス)	介護保険認定を受けた方、認知症の方
訪問看護/介護予防訪問介護	介護保険若しくは医療保険の認定を受けた方で健康上の問題や生活上の障害のある方
訪問介護/介護予防・日常生活支援総合事業	介護保険認定を受けた方
居宅介護支援	介護を検討されている方
居宅介護/重度訪問介護	障害支援区分認定を受けた方

介護施設の運営事業における主なサービスの特徴は下記のとおりです。

(1) パーキンソン病専門ホーム(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)：「PDハウス」

当社では、高齢者向け住宅を運営し、それぞれ利用者のニーズに適した「住まい」をご提案しており、中核事業としてパーキンソン病専門の有料老人ホーム(住宅型有料老人ホーム並びにサービス付き高齢者向け住宅)として「PDハウス」(PD: Parkinson's Diseaseの略 パーキンソン病の意)を当事業年度末で56施設を展開しております。

パーキンソン病は高齢化とともに患者数が増えている病気の一つで、脳内のドーパミン神経細胞の変性を主体とする進行性変性疾患であり、国の指定難病()にも指定されております。パーキンソン病の主な症状には、「手、足が震える」、「動きが遅くなる」、「筋肉がこわばる」、「倒れやすくなる」が挙げられます。その他では、自律神経症状、精神症状、認知障害、睡眠障害などの症状もあります。これらの症状が徐々に進行するのがパーキンソン病の特徴であり、症状は多岐にわたり、世界的にも根治する治療法の確立には至っておりませんが、適切な薬剤コントロールとリハビリテーションを組み合わせることで、進行を遅らせることが可能になります。ただ、通いリハビリには限度があるため入院以外では十分なりハビリテーションを受けられる場所が少ないこと、症状により病院に通うことに支障が出始めるため専門医による診察が受けにくくなること、薬の量や服薬頻度の増加に伴い適切な服薬管理が難しくなることが課題として挙げられます。さらに、症状は患者によって多種多様で、1日の中でもその症状が変化することがあり、介護をするには高度な専門知識と豊富な経験が必要となりますが、専門医が少ないため効果的な治療を受けられる施設も少ないのが現状です。

「PDハウス」は、パーキンソン病患者の症状に合わせた十分なりハビリテーションを高い頻度で受けることが可能なパーキンソン病専門の有料老人ホームであり、大学病院や専門医と連携することにより、専門医監修によるパーキンソン病に特化したリハビリプログラムや最新の情報をリハビリテーションに取り入れ、入居後にアセスメント()を行い、入居者様一人一人の状態に応じたりハビリを提供し評価していきます。また、専門の医師が訪問診療を行うことで入居後も安心して専門の治療を継続できる体制を整えており、早期診断・治療が可能となります。さらに「PDハウス」の看護師・介護・リハビリ職員とのチーム医療体制を築いており、安

心・安全で豊かな生活環境を目指しています。パーキンソン病は特に薬剤コントロールが重要となりますが、当施設は看護師による適切な服薬管理などを24時間体制で支援しており、細かな症状の変化や副作用の状況も適切に把握することができ、看取りまで対応可能としております。また、医療処置も施設内で提供が可能のため、脳神経内科の訪問診療医師の指導の下、安心して生活いただけます。

「PDハウス」では、ケアの技術を特定の疾患に集中させることで、質の高いサービスを提供することが可能と考えております。また、「PDハウス」では、医療保険・障害福祉サービスの対象となるパーキンソン病患者を受け入れているため、介護保険売上と賃料・食費等売上に加え、医療保険売上及び障害福祉サービスに係る報酬が上乘せされることで、入居者一人当たりの単価が増加します。

なお、当社の有料老人ホームにはサービス付き高齢者向け住宅も含まれます。有料老人ホームとは老人福祉法により介護等のサービス提供を目的とした施設であり、サービス付き高齢者向け住宅とは高齢者の居住の安定確保に関する法律により介護・医療と連携し（別途契約）、高齢者が安心して暮らしていけるようなサービスを提供する賃貸住宅です。

(2) 医療特化型住宅（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）：「太陽のプリズム」

医療特化型の有料老人ホームとして「太陽のプリズム」を当事業年度末で5か所にて運営しております。

「太陽のプリズム」は、認知症、がん、難病の患者を対象に暮らしながら医師や看護師の医療ケア、生活支援を受けられる施設です。また、がん治療や難病の方のケアについては、スタッフ間での情報共有や社内外の研修受講等により、提供するケアの水準を統一し、サービス品質の向上に努めております。

医療特化型住宅の特徴としましては、当社では看護師の配置もしくはオンコール対応により看護師の対応を24時間可能としており、末期がんや難病の方の不安定な状態をモニタリングし、緊急時には迅速に対応することができる体制を整備しております。また、24時間体制で看護師や介護士が医師と連携して、高いQOL（Quality of Life）（生活の質）の提供にこだわっております。さらに、在宅医との連携により的確な医療処置を提供しております。末期がんや難病の方、そのご家族の声に応えられるように、そして1日でも長く、利用者の方が病院と在宅の間の最期まで自分らしい暮らしができるよう、サービスの提供に取り組んでおります。

(3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）：「太陽のプリズム窪」、「太陽のプリズム徳光」

認知症の診断を受けた方を対象に、少人数で共同生活をしながら専門的なケアを提供する認知症対応型共同生活介護（以下、「グループホーム」と言います。）サービスを提供しております。

グループホームでは、共同住宅の形態で、認知症の方が少人数（9人×2ユニット）で生活をしており、当事業年度末で2か所にて運営しております。家庭的な雰囲気の中、食事の支度や掃除、洗濯などの日常生活をスタッフと共同で行うことにより、認知症状が穏やかに安定した生活を実現しております。

畑で野菜や花を育てたり、できる家事を行ったり、好きな趣味を楽しんだり、利用者の方の能力を最大限に発揮できるような環境を提供し、楽しみや潤いのある日常の生活を送ることができるよう支援しております。

(4) 通所介護（デイサービス）：民家型デイサービス「太陽のひだまり」、リハビリ型デイサービス「太陽のリゾート」

日常生活機能の向上を目的として、利用者の方が日帰りで通いながら入浴や食事の生活支援、個別リハビリ、機能訓練レクリエーションのほか、癒しや娯楽などのサービスを受けられる通所介護（デイサービス）サービスを提供しております。また、認知症患者に対応した施設もあります。

当社のデイサービスは民家型及びリハビリ型の2種類があります。民家型デイサービス「太陽のひだまり」は“家”をコンセプトにしており、当事業年度末で3か所にて運営しております。施設ではなく、“我が家”で過ごす1日をコンセプトとしてサービスを提供しており、それぞれの事業所に異なる特徴があります。「太陽のひだまり窪」はエステサービス、「太陽のひだまり木津」はお泊りデイサービス、「太陽のひだまり徳光」は認知症の方を専門としております。リハビリ型デイサービス「太陽のリゾート」では、作業療法士・理学療法士・言語聴覚士が利用者のお体の状態にあったリハビリプログラムを提供しており、当事業年度末で3か所にて運営しております。専用ツールを使った全身ストレッチや、コンピュータ管理の機能訓練マシン等を活用し、リハビリの効果を実感していただけるよう取り組んでおります。

(5) 訪問看護 / 介護予防訪問介護

利用者に対する訪問看護サービスを提供し、このことに対して、国民健康保険団体連合会等の審査支払機関から得た報酬（医療保険制度による場合は診療報酬、介護保険制度による場合は介護報酬）を主に売上として計上します。（一部利用者の自己負担（1～3割）あり、以下各報酬に対する売上について同じ）

訪問看護は、老人福祉法の改正（1992年）により創設された老人訪問介護制度に基づき事業化されたもので、何らかの病気や障害のある方が、自宅で療養生活を送ることを希望した際に、主治医から交付される訪問看護指示書に基づき、療養上の世話及び診療の補助を実施していくものであります。

当社では、国家資格又は都道府県知事資格免許をもった看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士等が訪問し、住み慣れた地域やご家庭で、その人らしい療養生活を送れるよう支援するサービスを提供しており

ます。具体的には日々の健康管理、医師の指示による医療処置、人工呼吸器等の医療機器の管理、在宅リハビリテーション、ご家族等への介護相談及びアドバイス等を実施しております。

当社では、原則として、「PDハウス」及び医療特化型住宅の同一敷地内に訪問看護事業所を併設し、利用者に対して訪問看護サービスを提供しております。

(6) 訪問介護 / 介護予防・日常生活支援総合事業

利用者に対する訪問介護サービス等を提供し(5)同様、国民健康保険団体連合会等の審査支払機関から得た報酬を主に売上として計上します。

訪問介護員（ホームヘルパー）（ ）や介護福祉士（ ）が要介護者の自宅を訪問し、食事、入浴、排泄など直接身体に触れる身体介助、及び掃除、洗濯、調理などの家事面における生活等に関する相談、助言（生活援助）を受けることができます。

当社では、原則として、「PDハウス」及び医療特化型住宅の同一敷地内に訪問介護事業所を併設し、利用者に対して訪問介護サービスを提供しております。訪問介護サービスは介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）作成のケアプランに基づき提供しております。

当社が提供したサービスの対価は、原則として、サービス利用料の1～3割を利用者に請求し、残り7～9割を国民健康保険団体連合会等の審査支払機関に請求します。

(7) 居宅介護支援

介護サービスを利用する際に必要な要介護認定（ ）の取得を含む介護保険申請及び介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）による介護計画（ケアプラン）の作成の支援を行っております。

当社では、当事業年度末で居宅介護支援事業所を石川県に3か所、富山県に1か所で運営しております。なお、当社の利用者は外部の居宅介護支援事業所のサービスを受けることが可能であり、その選択は自由であります。また、当社の介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）が、当社の利用者以外の利用者への外部提供も行っております。

当社の介護支援専門員（ケアマネージャー）（ ）がケアプランを作成するなど、要介護認定者の介護保険サービス利用を支援した場合、介護保険での報酬を請求し、これを売上として計上いたします。報酬額はサービス利用者の介護度に応じて設定されており、居宅介護支援サービスについては、利用者の負担はなく全額が介護保険から給付されます。

(8) 居宅介護 / 重度訪問介護

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害のある方が住み慣れた地域で生活するため、日常生活や社会生活の総合的な支援を目的とした居宅介護サービス及び重度訪問介護サービスの提供を行うものです。

重度訪問介護とは、重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方（2014年4月より対象者が重度の知的障害者・精神障害者に拡大）に自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うものであります。

これらのサービスは、個々の方の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に報酬の支給決定が行われます。当社ではこれらのサービスの提供に基づく報酬を売上として計上します。

b. 福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業（福祉用具事業）

当社では、介護に関連する事業として、車いす、歩行器、ベッド等の福祉用具のレンタル・販売事業及びバリアフリー工事の提案・施工を行う住宅のリフォーム事業を展開しております。福祉用具のレンタル・販売事業では、当社の福祉用具専門相談員の資格を持つ専任スタッフが、利用者に最適な福祉用具のご提案やアフターメンテナンスを行っております。また、住宅のリフォーム事業では、利用者の状態に合わせて、ご自宅に手すりを取り付けたり、段差を解消したりといったバリアフリー工事を行っております。

c. 加圧トレーニングジムの運営事業（加圧トレーニング事業）

上記のほか、当社では加圧トレーニングジムを運営しております。加圧トレーニングとは、腕と脚のつけ根を専用のベルトで締め、血流を制限した状態で行うトレーニングです。各店舗には無料の貸出アメニティ（ウエア・タオル等）を揃えており、何も用意せずに来店してもトレーニングを受けることができます。

なお、当社の報告セグメントは、上記のとおり介護事業の単一セグメントですが、サービス別ではパーキンソン病専門ホーム（PDハウス）、医療特化型住宅、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援、福祉用具事業、加圧トレーニング事業となり、各サービスと売上内容は、以下のとおりです。

	(介護・医療等)保険売上	食事提供売上	不動産売上	その他収入売上	福祉用具売上	加圧売上
PDハウス	○	○	○	○	-	-
医療特化型住宅	○	○	○	○	-	-
グループホーム	○	○	○	○	-	-
デイサービス	○	○	-	○	-	-
居宅介護支援	○	-	-	○	-	-
福祉用具事業	○	-	-	-	○	-
加圧トレーニング事業	-	-	-	-	-	○

- (注) 1. (介護・医療等)保険売上は、主に介護保険報酬、医療保険報酬となります。
 2. 食事提供売上は、主に利用者の食事代で利用者の自己負担となります。
 3. 不動産売上は、主に利用者の施設家賃代、光熱費負担代等で利用者の自己負担となります。
 4. その他収入売上は、利用者自費サービス(保険対象外)となります。
 5. 居宅介護支援の売上高は、拠点となる PDハウス、医療特化型住宅の売上高に計上しております。

当社の事業系統図は下記のとおりです。

[事業系統図]



福祉用具のレンタル、販売及び住宅のリフォーム事業と加圧トレーニングジムの運営事業については、売上金額が僅少であるため、事業系統図に記載しておりません。

(用語解説)

用語	解説
要介護認定	要介護認定とは、介護保険サービスを受けるときに必要な調査のことで、介護保険制度では、65歳以上の人は介護保険の被保険者として介護サービスが利用できるようになりますが、無条件に誰もが利用できるわけではなく、利用するにあたって最初に審査を受けなければなりません。要介護認定を申請し、「介護の必要度はどの程度か」「どのようなサービスが必要か」などの認定調査を経て、その判定結果に基づいて介護保険サービスが受けられるようになります。
指定難病	難病の患者に対する医療等に関する法律において、発病の機構が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾患であって長期の療養を必要とする疾患、と定義されております。さらに、この4つの要件に加え患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度、およそ12万人強）に達しないこと、客観的な診断基準（またはそれに準ずるもの）が成立していることの2要件を満たす疾患を「指定難病」とし、この指定難病を医療費助成の対象とする、と規定されました。
アセスメント	アセスメント（assessment）とは、一般的に「評価・査定」の意味をもつ言葉ですが、介護におけるアセスメントは、利用者の状態や生活環境等の情報を収集、総合的に分析し、利用者が抱えている課題を明確にすることです。
訪問介護員 （ホームヘルパー）	利用者の家庭を訪問し、介護、家事、関係機関との連絡、介護に関する相談、助言を行うものであります。介護保険法に基づく訪問介護をするには介護職員初任者研修以上の研修が条件となります。
介護福祉士	高齢者及び心身障害者のお世話又は相談ができる国家資格で、介護保険法に基づく訪問介護もできます。
介護支援専門員 （ケアマネージャー）	要介護認定申請の代行及び認定調査やケアプランの作成、各サービス事業者との連絡調整を行うために必要となる専門資格です。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

(a) 経営理念

当社は経営理念として「自らが輝き、人を元気にする」を掲げております。当社のお客様は、体に不都合を持たれている方が多く、その影響で心も沈みがちになっている方もいるかもしれません。当社は介護という仕事を通して、お客様の「心」を元気にしたいと考えております。その為には、お世話をさせていただく私たちが暗く後ろ向きではいけません。お客様がその方らしく輝いて生きることを応援させていただくために、私たち自身が仕事を通じて自らを磨き自分らしく輝いて生きることが必要であり、当社社員が輝けば、利用者様の「心」が更に輝き出すと考えております。

(b) ミッション

当社は下記をミッションとして定めております。

福祉の職場をもっと魅力的に！

私たちサンウェルズは夢と誇りを持って志事（しごと）に取り組み、皆があこがれる業界づくりにチャレンジします。

介護サービスに進化と変化を！

私たちサンウェルズは介護の常識にとらわれることなく、利用者様の立場に立ったより良いサービスづくりにチャレンジします。

未来を作る「人」を育成する！

私たちサンウェルズは仕事を通じてクリエイティブに発想し、自ら行動する「輝く大人」づくりにチャレンジします。

(2) 目標とする経営指標

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的としており、収益力の強化と経営の効率化を図るため、売上高及び経常利益率を重要な経営指標と位置づけ、各経営課題の改善に取り組んでまいります。

また、有料老人ホームの運営による売上高が、当社全体の売上高に占める比率が高いことから、「PDハウス」を含めた有料老人ホームにおける提供可能室数及び稼働率も経営成績に影響を与える主要な経営指標として捉えております。

(3) 経営戦略

わが国では、2007年に超高齢社会（公益財団法人長寿科学振興財団の定義）を迎え、更に高齢化も進行し、65歳以上人口割合は2020年の28.6%から一貫して上昇し、2070年には38.7%まで増加すると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）、若年層の人口は減少の一途をたどり、より一層の少子高齢化が加速していくものとみられております。これにより、医療業界における需要と供給のバランスが崩れ、病院数の減少や医師不足といった問題が生じるおそれがあり、介護へのニーズはますます増加するものと考えられます。

当社は2006年に介護施設としてデイサービスをスタートさせ、15年の歳月をかけてパーキンソン病に焦点を絞った「PDハウス」の全国展開にまで業容を拡大させてまいりました。

今後は、北陸エリアのデイサービス、有料老人ホーム事業は業容を維持しつつ、「PDハウス」を経営戦略の中心に位置づけ、パーキンソン病専門施設として「PDハウス」での提供サービスを磨き上げること、また、新サービスを創造することによって差別化を実現し、中長期的に安定的かつ持続的な成長と企業価値の拡大を目指すことを計画しております。

具体的には、以下を当社の経営戦略の骨子としております。

「PDハウス」のブランド構築

パーキンソン病は治療手段について世界中で多くの研究が行われておりますが、いまだに根治する方法が確立されていない進行性神経難病になります。患者数は進行性神経難病の中でも最も多く、関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、多系統萎縮症、脊髄小脳変性症）も含めると約20.5万人（厚生労働省「2024年度衛生行政報告例」（2024年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の患者がいると推定されております。年齢層も60歳以上が約9割（同上）を占め、症状についても筋肉がこわばる（筋固縮）、体が動かしにくくなる（無動）、手足が震える（振戦）などの動きに関連する症状のほかに、幻覚や幻視、自律神経障害、睡眠障害など様々な生活障害を呈する疾患であり、ケアをするにも高い専門知識と経験、技術が必要になります。

また、この疾患には正しい薬物療法と十分なりハビリテーションが重要とされますが、薬剤に関して多い方は1日10回程度に分けて薬を服用するケースもあり、リハビリテーションにおいても現行の介護施設では分量

のリハビリテーションを提供できる所が非常に少ないのが現状です。適切な服薬管理と十分な回数のリハビリテーションが提供できれば病気の進行を遅らせ、天寿を全うしていただくことも可能だと考えております。しかしながら、病気の初期段階や軽度要介護度の患者に対しての改善に関するリハビリ報告・治療研究報告は多く存在しますが、病気が進行し重度化した場合の改善事例が非常に少ないのが現状であります。

「PDハウス」では、パーキンソン病を専門とする脳神経内科や大学病院、研究機関との共同研究を進め、より効果的な新サービスの創造を目指しております。順天堂大学と当社施設をつないだ3次元オンライン診療システムの検証、転倒検知システムを用いた転倒の要因分析研究、運動機能評価システムの試験運用等を実施し、新たな専門サービスの開発により同業者の参入障壁の構築に努めております。

これからの社会保障制度においては、入院期間の短期化や介護療養病床の廃止などにより、まだ専門的な治療が必要にもかかわらず地域に退院してくる方が増大することが予想されます。介護施設においても病院医療機関のように専門化（脳神経内科、消化器科、循環器内科など）を図り、地域包括ケアの中において専門性の高いケアを受けられる施設は重要と考えており、「PDハウス」はその一端を担える事業と自負しております。

「PDハウス」の事業拡大

パーキンソン病及び関連疾患の患者数は2024年度末で約20.5万人（厚生労働省「2024年度衛生行政報告例」（2024年度末現在）、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数）の患者がいると公表されております。そのため、地域ごとに必要とされる床数を展開していきたいと考えております。

当事業年度末では、「PDハウス」を全国に56施設（3,070床）運営しております。今後も「PDハウス」展開を成長ドライバーとして位置づけ、大都市圏や地方の中核都市を中心に更なる全国展開を計画しております。大都市圏では期間を空けずに新規開設することにより、エリアの囲い込みと従業員の適正配置を行い、利益の最大化を図ります。地方の中核都市では、まずは一つ目を開設することにより、そのエリアにくさびを打ち、ニーズに合わせて周辺エリアに新規開設することで同業他社の進出を阻むと共に、中期的にはそのエリアでの高シェアを図ります。なお、こうした方針のもと事業拡大を進めておりますが、足元では収益モデルの転換、コスト構造の見直し及び稼働率の向上等の施策に重点的に取り組む観点から、「PDハウス」の新規開設を一時的に見合わせております。

また、開設6か月前からリーダー職員を採用し、入居ペースに応じた採用を行うとともに、入念な研修を経て開設を迎えます。当社は、採用倍率の高水準（2026年3月期は6.3倍）の維持に努めるとともに、入社後の働きやすい職場環境の整備を推進することで、定着率の向上に取り組んでおります。また、当社では専門医監修の社内資格「PDライセンス」制度を導入し、パーキンソン病ケアの専門家育成に取り組んでおります。更に周辺の医療機関や施設からの紹介、TV、Web、パンフレット等による広告で集客をすることで早期黒字化を図り、高稼働体制の維持に努めております。開設時期が集中すると一旦は業績を押し下げる要因となりますが、早い段階で業績に寄与するようになるとともに、「PDハウス」を利用される方は長期にわたり施設をご利用いただくため、安定した稼働率で推移し、定常的な業績を目指します。

「PDハウス」を中心とした事業の展開

現在、「PDハウス」はパーキンソン病が進行された方を中心に利用していただいております。そこで得たりハビリテーションのノウハウ等を活かし、中期的には軽度の方にも利用していただけるリハビリテーションサービスの提供を拡充しております。各地の「PDハウス」でのノウハウを基にサービスを展開することにより、より多くのパーキンソン病患者の方にサービスを提供してまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

再発防止策の進捗状況

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」及び2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」において公表した再発防止策に基づき、訪問看護・介護事業に係る運用体制、内部統制、教育体制及びモニタリング体制の整備を進めてまいりました。

2026年5月26日付「再発防止策の進捗状況に関するお知らせ（最終報告）」において公表したとおり、当社取締役会において、再発防止策の運用状況については、主要な制度整備及び運用導入が一巡し、現在は継続的な運用及び改善を行う段階に移行していることを確認いたしました。

なお、今後も通常の内部統制、教育、内部監査及びリスク管理の枠組みの中で、継続的な確認及び改善を行ってまいります。

これらの取組の具体的な内容及び進捗状況は、以下のとおりであります。

a. 推進体制の整備

当社は、訪問看護・介護事業リスク検討委員会を継続的に開催し、再発防止策の進捗確認、運用上の課題整理及び必要な改善対応を行っております。

また、経営陣による施設ラウンド、現場ヒアリング及び外部有識者からの助言等を通じ、現場実態の把握及び法令遵守意識の浸透を図っております。

b. 内部統制の強化・再構築

当社は、電子的記録制度及び共用部カメラを活用した確認体制、複数名による訪問看護計画の確認体制、訪問看護記録に対する確認体制並びに現場ヒアリング体制を整備し、運用しております。

また、管理部門及び内部監査部門においても、教育、確認、改善指導及び監査を継続的に実施しております。

c. 教育体制及びコンプライアンス意識の醸成

当社は、倫理観研修、訪問看護法令研修及び訪問介護法令研修を継続的に実施するとともに、訪問看護に関するマニュアルの改訂及び周知を行っております。

また、懲戒規程の見直し等を通じ、コンプライアンスを重視した運営体制の整備を進めております。

d. 人事評価制度の見直し

当社は、施設単価目標を評価指標から除外した新たな人事評価制度の運用を開始しております。

今後も、運用状況を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

e. 就寝時間帯の訪問看護運用及びナースコール対応体制の見直し

当社は、就寝時間帯における訪問看護運用の見直しを進めるとともに、全施設における24時間のナースコール対応体制を整備し、運用しております。

f. 今後の対応

当社は、再発防止策として整備した各施策を、今後は通常の事業運営及び内部統制の枠組みの中で継続して運用してまいります。

引き続き、適正な事業運営に努めてまいります。

利用者満足度の向上

当社の社会的使命は、利用者様に心から満足いただけるサービスを提供することだと考えております。当社がサービスを提供する各施設においては、利用者様に安心安全に、安定したサービスを提供するとともに、各利用者様のご要望に沿えるよう柔軟に対応することが必要になります。当社では、人材の確保、サービス基盤の拡充等に加え、各施設内、施設間の連携を強化し、急な状況変化にも耐えうる体制を整備しております。

「PDハウス」のブランド力強化及び知名度向上

当社は、都市部を始め全国へと展開を進め、「PDハウス」のブランド力強化と知名度の向上に努めており、2026年3月期においては、関東・関西でのドミナント展開に加え、新たに滋賀県・岡山県・静岡県・栃木県・岐阜県に新規開設いたしました。

情報管理体制の構築及び強化

当社は、事業を行う上で入手した顧客に関する様々な個人情報保有しております。万が一これらの情報が外部に漏れいたした場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理については、従業員との情報管理に関する誓約書の締結、社内規程の整備及び従業員教育の徹底等、管理体制の強化に努めることで情報流出を抑制しております。また、インターネットセキュリティの強化及び事業所の防犯対策等の実施により外部者の不正な情報取得を防ぐなど、可能な限りの対策を取っております。

IT社会の発展に伴い、当社でも稟議の電子決裁、保存書類のペーパーレス化、Webでの入社面接、Web会議等、業務の効率化を図るためITを導入してまいりました。ネットワークの管理に関しましてはIT統合管理システムを導入し、事業の拡大とともに増加するPC機器等の管理を行えるように致しました。それにより災害時でも耐えうる情報管理体制の構築に取り組んでおります。

財務体質の強化

当社は、有利子負債の割合が株主資本に対して高い比率となっております。今後は、運転資金拡大に加え、施設開設のための資金の確保も必要であることから、有利子負債とのバランスを勘案し自己資本の拡充を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、『介護サービスに進化と変化を』のミッションを実現するにあたり、業界の先駆者としてケアサービスの拡充・開発を推進すること、長期的な展望をもとに事業拡大を図ることが前提になると考えております。また、その施策においては、世間のニーズに敏感に順応することが必須であり、社会問題やステークホルダーの価値観が変容し続ける現代に際して、持続的な成長過程においてサステナビリティの本質を切り離して考えることは不可能であると認識しております。介護サービスの未来を考えることは、全ての人類の未来を考えることだと、当社は考えております。当社に関わる顧客、取引先、従業員、株主はもちろん、人々が暮らす環境や社会について尊び、サステナビリティを重視した経営を実践してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当社が有価証券報告書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の結果とは様々な要因により大きく異なる可能性があります。

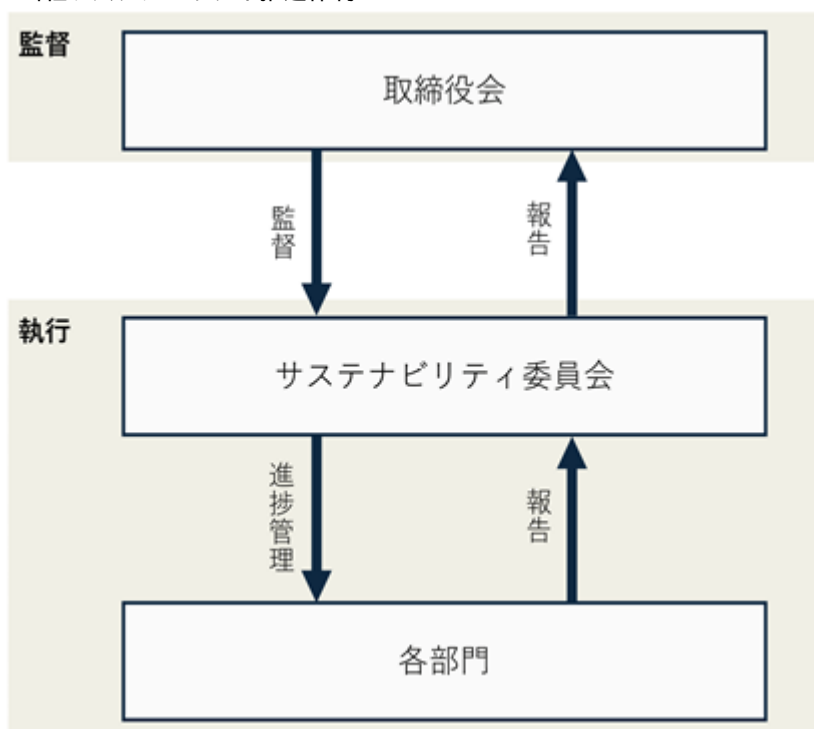
(1) ガバナンス

当社は、気候変動関連課題を含むサステナビリティ関連の取り組みを推進するための体制として、「サステナビリティ委員会規程」に基づき、サステナビリティ委員会を取締役会直属の組織として設置しております。サステナビリティ委員会は、代表取締役を委員長とし、各部門の課長以上の者により委員を構成されております。

サステナビリティ委員会は、原則として6か月に1回の開催を方針としております。気候変動関連課題を含むサステナビリティ方針及び中期目標の策定を行うとともに、各部門における活動の進捗管理を通じて、企業全体のサステナビリティに関わる取り組みを推進しております。審議内容は、代表取締役を通じて取締役会に直接報告され、監督を受けており、経営戦略や事業計画の策定、並びに年間予算の審議に反映することとしております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであります。

当社サステナビリティ推進体制



(2) 戦略

人的資本に関する戦略

a. 企業戦略と人的資本戦略

当社は、パーキンソン病専門施設「PDハウス」の全国展開を推進しております。今後の持続的な成長においては、専門性の高いケア品質を維持しながら、多拠点展開を可能とする人材基盤の構築が重要課題であると認識しております。

特に、新規開設拠点の増加に伴い、パーキンソン病ケアに関する専門知識を有する人材、及び施設運営を担うマネジメント人材の計画的育成が必要不可欠と考えております。また、サービス品質の均質化及び適切な組織統制を実現するためには、専門性のみならず、高い倫理観及びコンプライアンス意識を有する組織づくりが重要であると認識しております。

このような認識のもと、当社では「専門性向上」「中核人材育成」「組織基盤強化」を人的資本戦略の中核に位置付け、人材への継続的な投資を実施してまいります。

また、経営理念「自らが輝き、人を元気にする」を体現すべく、健康経営への取り組みを行っております。お客様を元気にするには、まず何よりサンウェルズの仲間一人ひとりが健康で元気に働けること、すなわちウェルビーイングの向上が何よりも大切だと考えております。

理念に共感する従業員が相互に信頼しあい、お客様に良質なサービスを提供していくことを目指しております。お客様の健康に関わる企業として絶えず進化していけるよう、従業員が自ら輝くための基礎となる健康増進施策や働く環境整備に継続的に取り組み、お客様をはじめとするステークホルダーの皆様の期待にお応えしてまいります。

b. 人材確保

採用面においては、「自らが輝き人を元気にする」という経営理念への共感性及び専門ケアへの適性を重視し、リファラル採用やタレントプール採用を通じて、定着につながる人材確保を進めております。

c. 人材育成

人材育成面では、社内資格制度「PDライセンス(1級~3級)」を導入し、PDハウス勤務従業員に対して3級取得を必須化しております。当該制度を通じて、専門ケアの均質化及び高水準化を図り、多拠点展開においても一定品質のサービス提供が可能な体制構築を進めております。

また、役職別研修体系を整備し、新規役職者に対するマネジメント教育を強化することで、新規開設拠点の増加に対応可能な運営人材の育成を進めております。

d. 給与・報酬決定方針

従業員の処遇については、役割・責任・専門性等を踏まえて決定しており、専門資格取得、専門知識・技術向上、マネジメント能力向上等を適切に評価へ反映しております。

また、人材確保競争の激化や労働市場環境の変化等も踏まえ、中長期的な人材定着及び従業員エンゲージメント向上を目的として、継続的な待遇改善に取り組んでおります。これらの取り組みを通じて、専門ケア品質の均質化、多拠点展開に対応可能な運営体制構築、及び持続的な企業価値向上を図ってまいります。

加えて、業務マニュアルの整備・管理体制の適正化、及びコンプライアンス教育の強化を進めております。適切なガバナンス体制及び高い倫理観を有する組織づくりを通じて、持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

環境に関する取組

当社は、介護サービスを提供する事業者として、高齢者やその家族に対する安心と支援を提供し、社会全体の福祉向上に寄与しています。今後ますます進んでいく高齢化社会において、今後の事業の安定的な継続と企業価値の向上および持続可能なサービス提供の観点から、気候変動に関する対応を踏まえ、事業活動の幅を広げることが喫緊の経営課題であると認識しております。

そこで気候変動が将来いかなる進捗を遂げた場合においても事業継続が可能となるよう、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークに則り、気候変動に関するシナリオ分析を実施いたしました。異なる気温上昇幅（1.5、4）ごとの影響を想定し、2050年までの事業環境および当社の事業活動に及ぼすリスクと機会を精査いたしました。以下は、2024年度中に実施したシナリオ分析の条件設定とその結果、並びにシナリオ分析を通じて識別した気候変動に関するリスク機会の評価結果となります。

想定シナリオ	1.5 シナリオ	4 シナリオ
世界観	世界の平均気温上昇が産業革命前と比べて1.5までに抑えるシナリオ。脱炭素を目指した政策や規制が強化されるとともに、低炭素製品・サービスの需要が拡大する。	世界の平均気温が産業革命前と比べて最大4 上昇するシナリオ。世界的に気候変動対策が十分に進展せず、物理的な被害が顕著に拡大する。
参照シナリオ	IEA 『WE02024』 NZEシナリオ, APSシナリオ IEA 『WE02019』 SDSシナリオ	IEA 『WE02024』 STEPSシナリオ
	IPCC 『第5次報告書』 RCP2.6シナリオ	IPCC 『第5次報告書』 RCP8.5シナリオ

また、気候変動のリスクと機会について、サステナビリティ委員会にて事業活動への影響を検討し、以下のリスクと機会を特定しています。

分類項目	時間軸 (1)	種別	事業への影響	重要度評価 (2)
移行	カーボンプライシングの導入	中期	・炭素税徴収や関連エネルギーのコストの増加 ・食料品価格や原材料価格の炭素税額転嫁による調達コストの増加	大
	エネルギーコストの変化	長期	・電力などの価格上昇による、運営コストの増加	小
	政策・規制の高度化	中期～短期	・省エネ政策の進展に伴う新規施設建設・増改築時の省エネ性能基準の強化への対応費用の増加	中
	廃棄物規制	中期～長期	・廃棄物処理費用の高騰による対応コストの増加	小
物理	自然災害の激甚化	短期～長期	・拠点の被災による売上高の減少 ・拠点の被災による資産価値の低下	大
		長期	・災害レジリエンス性の高い福祉施設の需要増加	小
	平均気温の上昇	長期	・熱中症予防のための空調利用にかかるエネルギーコストの増加	小
		長期	・農産物の不作などによる、食品価格の高騰	中
		長期	・ウイルスを媒介する虫の生息域拡大による感染症リスクの増加および予防・営業停止損失の発生	中
		短期	・内装材や家財道具のカビ発生頻度の増加による清掃・改修対応コストの増加	中

1：時間軸の定義

短期...直近会計期 / 中期...1年～5年後 / 長期...5年後以降

2：重要度評価の基準

大...営業利益対比1%以上 / 中...営業利益対比1%未満 / 小...営業利益対比0.1%未満

当社事業に重大な財務影響を及ぼす可能性のある気候変動関連リスクに関する、4 シナリオ、1.5 シナリオそれぞれの仮説に基づく考察結果は以下のとおりです。

a. 4 シナリオ

気候変動課題の対応が従来通りであり、気温が4 上昇してしまう将来世界を想定し、分析を行った結果、当社事業においては物理リスクの増加が特定されました。当社は、「PDハウス」をはじめとした住居型福祉施設を日本全国に展開しています。新規拠点の開設に際しては、ハザードマップを活用した水害リスク評価を全ての候補地

で実施し、リスクの低い土地を選定の上で開設しております。しかしながら、気温が4 上昇するシナリオにおいては、既存拠点においても洪水による資産被害リスクおよび営業停止損害リスクが顕在化し、その想定被害総額が当社の重大リスク閾値を超える可能性があるとして評価されました。また、異常気象の激甚化によるライフラインやサプライチェーンの寸断も想定され、営業の停止やそれに伴う売り上げの減少も見込まれます。

b.1.5 シナリオ

気温上昇を1.5 に抑えるべく、気候変動関連の政策や規制などが高度化した将来世界においては、移行リスクの増加が特定されました。当社は、住居型福祉施設を運営し、利用者が常時居住可能な環境を提供しております。気温上昇に伴い、熱中症リスクの高まりが懸念される中、利用者の安全確保の観点から、空調設備の継続的な使用は不可欠であり、また、施設運営上、一定の電力消費は避けられません。そのため、将来的にカーボンプライシングの導入や再生可能エネルギーの普及による電力価格の上昇が進行した場合、当社の事業運営におけるコスト負担が増加する可能性があります。カーボンプライシングの導入によるコストは衛生用品や食料品など原材料価格への転嫁という形で、高騰分は直接操業コストの増加として影響が想定されます。

また廃棄物規制の高度化による影響も想定されます。当社が展開する福祉事業はし尿を含んだ紙おむつの廃棄が避けられません。しかしながら使用済みオムツは焼却処分する際に大きな環境負荷がかかることが指摘されており、今後は廃棄量の削減を目的とした処理費用の高騰やリサイクルのための回収の対応コストなどが想定されます。

以上のようなシナリオ分析結果を踏まえ、当社サービスの利用者の皆様が今後も安心してサービスをご利用いただける環境を確保するため、リスクの低減を図るべく各種対応を進めてまいります。

なお、シナリオ分析で特定したリスクや機会に対応していくための現在の取り組み状況として、以下のような取り組みがあります。

気候変動対策取り組み状況

- ・拠点周辺におけるハザードマップを活用した水害リスク分析の継続的な実施
- ・飲食物品、衛生用品等の必要資材の備蓄拡充
- ・自家発電設備および予備電源の導入、整備
- ・自家発電設備の導入による電力供給の安定化
- ・省電力型空調機器の導入による消費電力の抑制
- ・新設拠点のLED照明化（既存拠点については既に導入済み）
- ・Scope 1・2（自社事業における温室効果ガス排出量）の算定およびモニタリングの実施

(3) リスク管理

当社における気候変動関連のリスク管理は、サステナビリティ委員会が担当しています。シナリオ分析によってリスクを識別し、当社事業への影響が想定されうるものを特定し、その影響の重要度を評価します。重要度の評価にあたっては、特定したリスク・機会項目を「影響度（財務インパクトの規模）」および「発生可能性」の2軸でマッピングし、対応の優先順位を決定します。

優先度の高い重要課題に対しては、サステナビリティ委員会における審議のもとで、具体的な対応策や戦略の検討を行うこととしています。このうち、自然災害リスクをはじめとした発生後の事業継続のための施策が必要な事項については、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に報告され、対応策の検討がなされます。

検討した対応策は、関係する各部門に指示・実行され、その進捗状況についてはサステナビリティ委員会及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会がモニタリングを行い、必要に応じて改善策の検討や施策の見直しを行います。

なお、一連のプロセスは監査等委員会による監査を義務付けており、各対応策の実効性、透明性を確保しております。

(4) 指標及び目標

人的資本に関する指標及び目標

a. PDライセンスの運用状況

等級	実施回	試験実施月	対象者	2級保持人数	受験者数	合格者数	合格率
1級	第一回	2025年12月	2級保持者	566人	370人	166人	44.9%

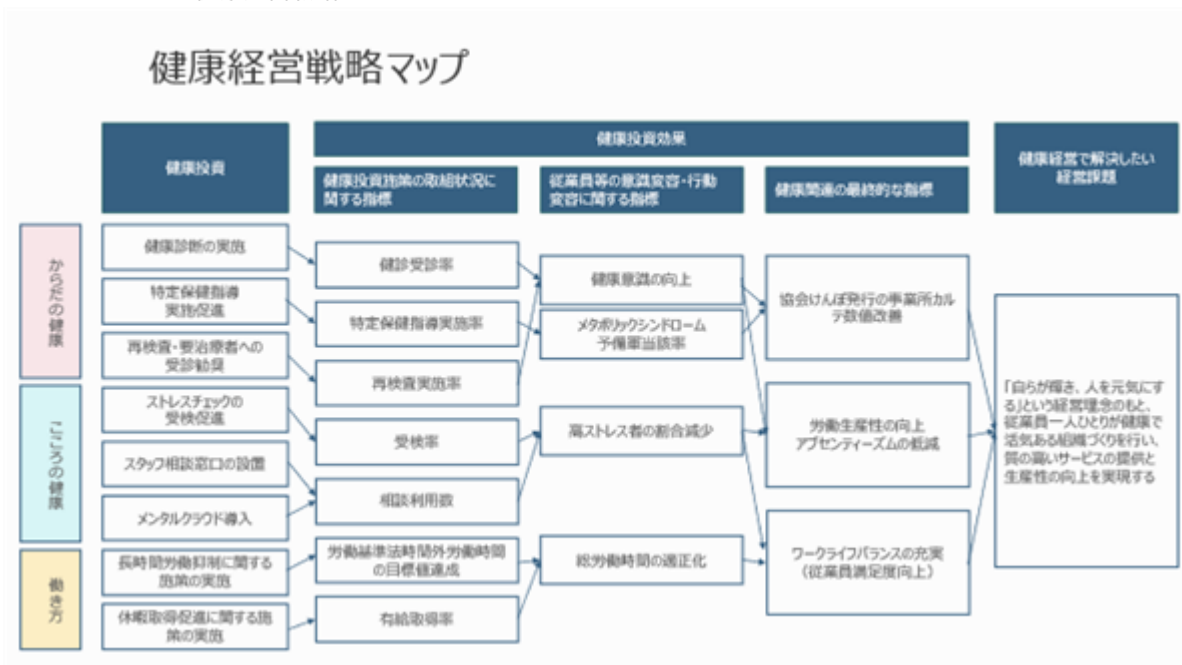
等級	実施回	試験実施月	対象者	3級保持人数	受験者数	合格者数	合格率
2級	第一回	2025年2月	3級保持者	2,315人	994人	397人	39.9%
	第二回	2025年8月		2,478人	438人	198人	45.2%
	第三回	2026年2月		2,711人	532人	150人	28.2%

b. 働きやすい環境づくりの指標：有給休暇取得率

	2021年 3月期	2022年 3月期	2023年 3月期	2024年 3月期	2025年 3月期	2026年 3月期
年次有給休暇 取得率(%)	61.1	63.3	61.2	64.4	66.0	74.6

(注) 期中入社及び期中退職者は除く

c. サンウェルズ健康経営戦略マップ



d. 健康経営における目標

KPI	項目	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度目標
①	協会けんぽ発行の事業所カルテ数値改善(特定保険指導実施率) KPI	16.1%	14.7%	2026年7月 発行	前年度実績に基 づき策定
②	労働生産性の向上(アブセンティズム(私傷病休職者))の低減 KPI	0.66日	2.1日	2.0日	1.8日
③	ワークライフバランスの充実(従業員満足度向上) KPI	80%	-	58%	70%
KPI を達成するための改善項目					
①	メタボリックシンドローム予備軍該当率の低減 行動変容目標①	10.9%	10.3%	2026年7月 発行	前年度実績に基 づき策定
②	高ストレス者の割合の低減 行動変容目標①	10.8%	10.5%	12.6%	10%
③	労働基準法時間外労働時間平均の低減 行動変容目標①	4.6時間	4.4時間	5.7時間	5時間

※アブセンティズム：私傷病休暇期間（メンタルヘルス疾患、非メンタルヘルス疾患含む）の従業員平均日数
 ※ワークライフバランス：従業員満足度調査
 ※高ストレス者の割合：ストレスチェック実施従業員数における高ストレス者の割合（高ストレス者/実施従業員数）

<p>行動変容目標 を達成するための重点施策</p>	<p>特定保健指導該当者への働きかけの強化 再検査該当者への働きかけの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 有所見者の生活改善及び再検査を促します <p>ストレスチェック結果に基づく産業医面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高ストレス者の産業医面談促進を行います 	<p>長時間労働抑制に関する施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎週の時間外労働時間の周知 ● 長時間労働者への注意喚起
---------------------------------------	--	--

環境に対する指標及び目標

当社はGHG排出量の削減が気候変動関連のリスクの低減につながるとの認識のもと、2022年3月期分より、GHGのScope1,2(自社事業によって発生する)排出量の算定と、使用電力量の開示を行っております。今後は2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、以下の目標を設定し、排出量の削減に向けた取り組みを実施します。

気候変動対応目標

- ・ 2030年 GHG排出量の42%削減(2022年度比)
- ・ 2030年 電力の再生可能エネルギー化100%切り替え

自社事業活動における温室効果ガス排出量及び電気使用量

小数点第一位以下切上

管理指標	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
SCOPE1(t-CO ₂)	672	889	1,089	1,239
SCOPE2(t-CO ₂)	2,766	3,962	5,458	6,593
SCOPE1,2(t-CO ₂)	3,438	4,851	6,548	7,831
電気使用量(kWh)	6,297,347	8,749,139	12,416,003	15,792,901

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 人材の確保について

当社が今後事業をさらに拡大し、成長を続けていくためには優秀な人材の確保が重要課題となっております。介護事業においては、介護士、看護師、理学療法士など専門職の確保が必須ですが、医療・介護業界での慢性的な人材不足と今後益々の介護業界へのニーズの高まりで、求人競争激化の環境は予断を許さない状況であります。このような状況の下、当社では、人材採用に関する専門部署を設置し、求人サイトやメディアを利用しておりますが、これを漫然と利用し続けることを避け、常に効果を検証しながら積極的かつ戦略的な採用活動を実施するほか、福利厚生制度の整備や柔軟な働き方を認めるなど、従業員の労働環境に配慮し、働きやすい環境づくりに取り組んでおります。

しかしながら、こうした人材の確保が計画どおりに進まなかった場合、又は育成が計画どおりに進まず、あるいは重要な人材が社外に流出した場合には、既存施設ではサービス提供の規模縮小、新規施設ではオープン時期の順延等により、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) コンプライアンスに関するリスク

当社は、法令遵守及び企業倫理に基づき誠実に行動することを経営上の最重要課題としております。事業に直接関係する法令のみならず、近年、SNSによるトラブルが問題になるなど、企業が求められる企業倫理は多岐にわたります。そのため、社会的責任のある企業として遵守すべき法令全般につき、当社の全役職員が法令等・倫理に基づいた行動をとるよう、コンプライアンスやリスク管理を統括する専門部署を設置するなど強化に取り組んでおります。また、内部通報制度を整備運用して内部の不正を抑止するよう努めております。しかしながら、コンプライアンス上の問題に直面した場合には、法令による処罰・訴訟の提起・社会的信頼の失墜等により、当社の業績や財務状況に影響を与える可能性があります。

(3) 新規施設の開設について

当社は事業の拡大のため、新規施設の開設を推進しております。新規開設機会を逃さないよう常に情報収集に努め、必要に応じて、迅速な経営判断が下せるよう、代表取締役社長を含めた経営陣は緊密な連携をとることとしております。また、新規施設の開設にあたっては、各種調査を実施し、十分な検討時間を設けて様々な角度から事業計画及び採算性等を十分に検討した上で実施しております。

しかしながら、希望する立地に物件を確保できない場合やプロジェクトに遅延が発生した場合、また、事業計画と実績に大幅な乖離が生じた場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 高齢者介護における安全管理及び健康管理について

当社が介護サービスを提供しているのは、主に要介護認定を受けた介護度の高い高齢者であり、介護事故、転倒事故、食中毒、食物誤嚥事故、感染症の集団発生、また高齢者の特性に起因する事故等が発生する可能性があります。これらにより、当社側の過失責任や管理責任が問われた場合には、損害賠償の支払い等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに関する顕在化の可能性は一定程度あると認識しておりますが、各種スキルアップ研修の提供や介護マニュアル、業務手順書等の整備等により社員教育を徹底しているほか、日常のサービス提供におけるヒヤリハット事例を共有することで、未然の事故防止に努めており、当該リスクの顕在化の抑制に最大限努めております。

(5) 診療報酬改定及び介護報酬改定について

当社は医療保険制度及び介護保険制度のもと、訪問看護及び訪問介護を行っております。医療保険制度については2年ごと、介護保険制度については3年ごとに、制度の見直し並びに診療報酬及び介護報酬の改定が行われております。そのため、当社が事業を推進するにあたり、これらの制度見直しや報酬改定により当社に不利な変更がなされた場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、これまでの改定においては、当社事業への影響は一定程度にとどまっておりましたが、2026年6月施行の診療報酬改定においては、同一建物内における頻回な訪問看護報酬の適正化を目的に、重症者を対象とした「包括型訪問看護療養費」が新設されました。これにより、従来の「訪問1回あたり」の出来高算定から、単一建物内の居住者数と1日の合計訪問時間に基づいた「1日単位の包括評価」へと報酬体系が移行し、同時に同一建物減算の細分化や大規模施設における月内回数に応じた減額等も導入されました。これらに伴い、従来の多頻度訪問を前提とした収益構造からの体制変更を行っており、当社の売上高や利益率が低下するリスクがあります。

今後の制度見直しや報酬改定においても、その内容によっては当社の業績及び財政状態に影響が生じる可能性が

あるため、関係当局における検討状況等について事前に情報収集を行い、必要な対応策を実行するよう努めております。

(6) 法的規制について

当社は介護保険法に基づく介護サービスの提供にあたり、事業所ごとに指定業者として指定を受けており、同指定を取得するにあたり、厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（1999年3月31日厚生省令第37号）及び各自治体条例介護保険法で定める基準を満たしております。

該当する根拠法で許認可取消事由がそれぞれ定められておりますが、主な内容は以下のとおりであります。

- ・不正請求 …実体のないサービス提供に対する請求、実体のない加算請求
- ・人員基準違反…人員不足での運営、無資格者によるサービス提供、実在しないスタッフによる記録作成、勤務時間の虚偽
- ・運営基準違反…記録の未整備、計画未作成、重要事項や計画の説明未実施
- ・虚偽報告 …自治体への届出や報告、実地指導対応における事実とは違う書類提出や答弁

当社は、これらの基準を遵守できなかった場合や不正請求が認められた場合には、指定の取消し等の処分を受けるおそれがあります。一事業所でも指定取消を受けた場合、法人が指定の欠格事由に該当し、指定取消から5年間は新たに指定を受けることができず、また指定の更新も受けることができなくなります。その場合には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社は、当社が不正な診療報酬請求を行ったとする報道を受け、当社より独立した社外の専門家を委員とする特別調査委員会を設置し、客観性のある業務実態の調査を行い、2025年2月7日、当該特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。当該調査の結果、当社が「PDハウス」等で受け入れている入居者は、重症度の高いパーキンソン病患者であったことから、入居者及びご家族の同意を得た上で、1日3回・複数名訪問を標準としていたところ、現場の看護師等の多くに1日3回・複数名訪問が必須との認識を与えてしまい、訪問回数及び同行者の要否という観点での個別的検討・見直しが徹底されていなかったことが判明しました。また、そのような中で、数十秒から数分という短時間の訪問であるにもかかわらず30分を標準とする訪問看護を実施したとして診療報酬の請求を行っていた事案、及び訪問看護サービス提供の際に同行者が不在であったにもかかわらず同行者がいたものとして診療報酬請求を行っていた事案が存在していたことも判明しました。これを受けて、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、当該調査報告書において指摘された原因分析及び再発防止策の提言を踏まえ、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けた取組みを決議すると共に、経営責任を明確にすると共に今後の再発防止を徹底する観点から、関係者の処分を決議いたしました。当社は、今回の事態に至ったことを深く反省し、全役職員が一丸となり、速やかに再発防止策を実行し、信頼の回復に努めてまいります。今後の管轄当局からの指導その他の進捗次第では、社会的信用の低下、法的責任や費用・損失の負担、行政機関による処分等により、当社の事業、業績又は財政状況が重大な影響を受ける可能性があります。

各サービスと根拠法等、主な指定・登録取消事由
訪問系サービス

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
訪問看護 介護予防訪問看護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。 ・健康保険法（厚生労働省） 介護保険法に基づく指定を受けた際には、健康保険法の指定があったとみなされるため、有効期間は介護保険法に基づく指定の有効期間に準じる。 地方厚生局が事業の指定権者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護 介護保険法第77条 （指定の取消し等） ・介護予防訪問看護 介護保険法第115条の9 （指定の取消し等）
訪問介護 居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。なお、居宅介護支援については、2018年4月以降の指定権者は市区町村となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 介護保険法第77条 （指定の取消し等） ・居宅介護支援 介護保険法第84条 （指定の取消し等）
介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 市町村が事業の指定権者になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法第115条の45の9 （指定権者の指定の取消し等）

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
居宅介護 重度訪問介護	・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条 （指定の取消し等）

通所系サービス

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
通所介護	・ 介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が事業の指定権者となる。	・ 通所介護 介護保険法第77条 （指定の取消し等）
地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	・ 介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 市町村が事業の指定権者となる。	・ 地域密着型通所介護 ・ 認知症対応型通所介護 介護保険法第78条の10 （指定の取消し等）

入所系サービス

サービス名	根拠法等	主な許認可取消事由
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	・ 介護保険法（厚生労働省） 指定の有効期間は6年間で、以後6年ごとの更新が必要。 市町村が事業の指定権者となる。	・ 認知症対応型共同生活介護 介護保険法第78条の10 （指定の取消し等）
住宅型有料老人ホーム	・ 老人福祉法（厚生労働省） 届出制であり、届出後の有効期間の設定はない。都道府県、政令指定都市及び中核市が届出先となる。	老人福祉法第29条第14項 （届出等） 事業の制限又は停止に関する定めあり。
サービス付き高齢者向け住宅	・ 高齢者住まい法（国土交通省） 登録制であり登録の有効期間は5年で、以降5年ごとに更新が必要。 都道府県、政令指定都市及び中核市が登録先となる。	高齢者住まい法第26条 （登録の取消し）

(7) 感染症について

当社事業所では、換気・手洗い・手指消毒の励行等をはじめ、フェイスシールド、N95マスク、ガウンテクニクの正しい着用方法の研修を行う等、日常的に感染対策に取り組んでおります。しかしながら、新型インフルエンザやコロナウイルス等の感染症が想定を大きく上回る規模で発生及び流行し、当該地域の事業所の稼働が長期にわたり困難になった場合には、事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 虐待等の防止への取組とリスクについて

当社は、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」に該当し、これらの養介護施設又は養介護事業で働く当社の職員は、高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」に該当します。高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による身体的虐待、介護・世話の放棄・放任等の高齢者虐待の防止に関する取り組みを求められており、当社は役職員を対象とした研修やマニュアルの整備等により、いかなる虐待も防止するように努めております。しかしながら、虐待や不適切な身体拘束が発生した場合には、法令による処罰・訴訟の提起・社会的信頼の失墜等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 大規模な自然災害について

当社が保有する施設が所在する地域において大規模な地震、風水害等の自然災害、事故、火災等によって人的・物的被害を受けた場合、当該地域の事業所の稼働が長期にわたり困難になった場合には、事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該リスクの発生時期等は予測することができませんが、常に当該リスクが顕在化する可能性はありと認識しております。そのため、当社では各種保険制度への加入はもちろんのこと、避難訓練、災害時の連絡手段の確立、飲食物の備蓄等を行うなど、自然災害等の発生による被害を最小限に抑えるための対策を実施しております。

(10) 内部管理体制のリスク

当社では、企業価値の持続的な増大を図るにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。その認識のもと、内部管理体制の一層の充実を図るべく、内部通報制度の運用や内部監査の実施、情報セキュリティ体制の構築等により、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおりますが、急速な事業拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、上記(6)に記載のとおり、当社において本来請求すべきではない診療報酬を請求していた事案等の存在が判明したことを受けて、2025年2月12日、過年度の決算を訂正し、2022年3月期から2024年3月期の有価証券報告書及び2023年3月期の第1四半期から2024年3月期の第3四半期までの四半期報告書について、訂正報告書を提出すると共に、第18期及び第19期の内部統制報告書について、各期末時点において内部統制に開示すべき重要な不備が存在していたことを理由として、訂正報告書を提出しました。あわせて、当社は、2025年2月12日開催の取締役会において、実効性のある再発防止策の策定と内部統制強化に向けた取組みを決議し、これらの取組みにより内部統制上の重要な不備について改善を進めてまいりました。その結果、当該不備については期末時点において改善が図られ、有効と評価されております。もっとも、内部統制は事業環境の変化に応じて継続的な見直しが必要であることから、当社は今後も引き続き内部統制の整備及び運用状況を適宜検証し、必要な改善を行うことで、内部管理体制の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

(11) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である苗代亮達は当社の創業者であり、設立以来、最高経営責任者として経営方針や経営戦略等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしております。当社は特定の人物に依存しない体制の構築を目指しており、同氏は現在においても当社経営に重要な役割を担っておりますが、組織体制の整備を進めることでその確立に努めております。しかしながら、同氏は、2026年6月26日開催予定の第21期定時株主総会及び同総会終了後の取締役会の決議を経て、代表取締役を退任し、取締役として留任する予定であり、これにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 競合他社の出現について

当社が、全国展開を図っている主力の「PDハウス」は、一般的な介護施設では提供できないパーキンソン病を患った方への専門的なりハビリサービスの提供を他社との差別化要因の一つとしております。

当該事業の遂行に必要な特許等は存在しないため、当社のビジネスモデルを模倣し、同様のサービス提供する競合他社が現れる可能性があります。現在、当社では、大学、研究機関との共同研究を実施し、新たなサービスの開発に努めておりますが、競合他社の新規参入等による競合環境が激化した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理について

当社は、事業を行う上で入手した顧客に関する様々な個人情報保有しております。

情報管理については、従業員との情報管理に関する誓約書の締結、社内規程の整備及び社員教育の徹底等、管理体制の強化に努めることで内部からの情報流出を抑制しており、インターネットセキュリティの強化及び事業所の防犯対策等の実施により外部者の不正な情報取得を防ぐなど、可能な限りの対策を取ることとしており、情報漏えいリスクの顕在化については、限りなく低いと考えております。しかしながら、これらの情報が外部に漏えいした場合、当社に対する信用失墜や損害賠償請求等によって当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 信用・評判について

介護事業においては利用者、そのご家族及び関係者の方々からの信頼の下、サービスを提供しております。施設での不適切な運営や不正請求、職員の不祥事等により、当社及び当社が提供するサービスについて信用を失った場合、または評価が低下した場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクに対して当社は、経営理念、ミッション及び行動指針を定め、役職員に周知徹底しているほか、利用者の方が気持ちよく施設を利用できるよう様々な研修プログラムを役職員に対し提供し、高品質なサービス提供を通じて、利用者様等からの信頼の獲得に日々励んでおります。

(15) 減損会計について

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に施設を基本単位としてグルーピングしております。介護施設の新規開設後の実績が計画どおりであるかを経営会議においてモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。しかしながら、外部環境の著しい変化等により、施設収益が悪化し、施設における営業

活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合には、固定資産について減損損失を計上することとなり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 訴訟等の可能性について

当社は、サービスの提供にあたって法令遵守の徹底及び顧客や取引先とのトラブル回避に努めており、現時点において業績及び財政状態に影響を及ぼす訴訟が提起されている事実はありませんが、今後予期せぬ事象の発生により、訴訟その他の請求が発生した場合、これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当該リスクについては、現時点で顕在化のリスク及び影響を予測することはできませんが、研修等を通じて従業員のコンプライアンス意識を高めるほか、顧客及び取引先等と日頃から良好な関係の構築に努めることが、当該リスク顕在化の抑制につながると考えております。

(17) 地域との関係について

介護・医療サービスの提供という事業性から、事業の収益性に課題が生じた場合においても、撤退時の利用者の行き先確保、賃貸借契約上の制約、医療機関や行政機関との関係性の維持等から即時撤退を行うことが困難な場合があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 長期賃貸借契約について

当社が運営する施設の中には、長期賃貸借契約に基づいているものがあり、一定期間は事業撤退の制約が課せられます。これに反した場合は中途解約による違約金等の支払いが生じる可能性があります。

また、契約期間満了後において契約更新が難しい場合がありますが、その場合は計画的に新たな移転先を決めることとしており、当該リスクが顕在化する可能性は限りなく低いと考えております。

(19) 有利子負債に関するリスク

当社では、新規開設にかかる設備資金の一部を金融機関からの借入で調達しており、また、ファイナンス・リース取引におけるリース債務の計上に加え、債権流動化による資金調達も活用しております。これらの結果、当事業年度末の有利子負債残高は30,628百万円、有利子負債自己資本比率は441.8%となっております。

今後は、現行の金利水準が変動した場合、当社の業績、財政状態及びキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

(20) 宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りについて

当社は、2024年7月に東京証券取引所プライム市場に市場区分を変更しているところ、2025年2月12日付の「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、過年度の決算を訂正したことにより、東京証券取引所プライム市場への市場区分の変更審査における形式基準（利益の額）及び実質基準（コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性の観点等）を充足しない事案であったことが認められました。結果として、市場区分の変更申請に係る宣誓書において宣誓した事項に違反し、市場区分の変更に係る基準に適合していなかったとして、2025年4月30日付で株式会社東京証券取引所より宣誓書違反による再審査に係る猶予期間入りの通知を受けました。

当社は、宣誓書違反による上場廃止を回避し、引き続き上場を維持するため、2026年3月27日付でスタンダード市場への市場区分変更申請に係る予備申請を行っており、当社株式は現在、監理銘柄（審査中）に指定されております。審査期間は申請又は予備申請後最長1年間とされており、2026年3月27日の予備申請日から起算して1年以内である2027年3月26日までにスタンダード市場の基準への適合が認められず市場区分変更が行われない場合には、当社株式の上場が廃止される可能性があります。

(21) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」のとおり、本調査の結果、短時間訪問事案及び同行者不在訪問事案が存在していたことが判明しました。本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下したことから、前事業年度において当期純損失925百万円を計上し、当事業年度においても当期純損失1,656百万円を計上するに至りました。加えて、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、現行の事業構造では収益性の確保が困難となる局面にあり、これに伴い、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。

また、当事業年度末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高321百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高549百万円）に付されている財務制限条項に抵触しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、2027年3月期を構造改革実施期間と位置づけ、以下の対応策を実施してまいります。

収益モデルの転換

サービス提供の適正化を進め、持続可能な収益モデルへの転換を図ってまいります。

そのため、報酬制度の見直しや利用者ニーズの変化に対応したサービス提供体制の再構築を進め、収益構造の安定化を目指してまいります。

包括型訪問看護療養費の新設に伴い、従来の出来高による訪問に依存する収益構造から、1日単位の包括評価に対応した持続可能な収益モデルへの移行を進めてまいります。具体的には、これまで当社が強みとしてきたパーキンソン病の入居対象者様へのケア体制をベースとしつつ、入居者様の状態に応じたサービス提供の適正化・効率化それに伴う人員配置の適正化を推進します。新たな報酬制度下においても安定的に利益を創出できる収益基盤へのシフトを進めてまいります。

コスト構造の抜本的見直し

固定費及び変動費の両面からコスト構造を見直し、収益性の改善に取り組んでまいります。

報酬体系の変更に伴う利益率への影響を低減するため、コスト構造全体の抜本的な再構築を進め、経営効率の向上を図ってまいります。これまで外部へ委託していた清掃等の各種業務について自社内での内製化を推進し、業務委託費の削減を図ります。あわせて、訪問看護や介護スタッフの勤務シフト・配置の最適化や、施設運営に関わる各種調達コストの最適化を並行して推進してまいります。包括型の評価制度下でも一定の収益性を維持できる経営体制を確立してまいります。

稼働率向上施策の推進

医療連携及び入居促進の強化を通じて稼働率の向上を図り、収益力の底上げを進めてまいります。

稼働率向上に向けて、地域医療機関との連携強化や入居促進施策を体系的に推進し、安定的な入居フローの構築を進めてまいります。具体的には、地域の主要な病院および居宅介護支援事業所のケアマネジャー等に対して直接的な営業活動を行う「専任営業担当者」を各エリアに配置いたしました。この専任営業担当者による直接的なアプローチを通じて、退院後や在宅からの直接的な入居相談・紹介ルートを強固に構築します。当社の強みであるパーキンソン病ケアの専門性を地域医療機関へ直接訴求することで、高い稼働率の維持を実現してまいります。

また、資金繰りに関する懸念を解消するため、取引先金融機関からは、2026年4月21日付「（開示事項の変更）借入金の返済条件の変更及び資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、2026年4月30日から同年9月30日までの期間、借入金の元本返済を猶予していただいております。今後についても取引先金融機関と緊密に連携し、必要な協議を継続してまいります。

なお、2025年3月21日付「債権の流動化に関するお知らせ」のとおり、キャッシュ・フローの改善及び財務安全性の向上を目的として債権流動化の契約を締結しております。加えて、2026年2月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当社代表取締役から財務基盤の強化を目的とした寄付の受入れを行い、当面の事業資金を確保しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は45,633百万円となり、前事業年度末から6,639百万円増加しました。これは主に、新規施設の開設等によりリース資産が7,310百万円、建物が928百万円増加した一方、現金及び預金が1,545百万円減少したことによるものです。

（負債）

当事業年度末における負債合計は38,661百万円となり、前事業年度末から8,284百万円増加しました。これは主に、リース債務が7,763百万円、債権流動化に伴う支払債務が1,516百万円増加した一方、借入金の合計額が1,126百万円減少したことによるものです。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は6,972百万円となり、前事業年度末から1,644百万円減少しました。これは主に、当期純損失の計上により利益剰余金が1,656百万円減少したことによるものです。

経営成績の状況

当事業年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や堅調なインバウンド需要を背景に、景気は緩やかな持ち直しの動きがみられました。一方で、物価上昇の継続による個人消費の伸び悩みや米国の関税政策の影響による景気後退が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連する介護及び医療環境につきましては、団塊の世代が75歳以上の高齢者となった現在の社会状況を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる社会の実現（地域包括ケアシステムの深化・推進）に向けた取り組みが進められております。地域に関わらず適切な医療・介護が受けられる体制が求められ、質の高い在宅医療・訪問看護の確保が重要となってきています。さらに、指定難病においてはその専門性を有することから、専門病院や専門介護のニーズが今後ますます高まっていくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、パーキンソン病専門施設である「PDハウス」の全国展開を加速させてきました。パーキンソン病患者のニーズに応えるべく、2025年5月にPDハウス桜山（愛知県名古屋市昭和区）、2025年6月にPDハウス大津（滋賀県大津市）及びPDハウス岡山辰巳（岡山県岡山市北区）、2025年7月にPDハウス浜松和合（静岡県浜松市中央区）、2025年8月にPDハウス稲毛（千葉県千葉市稲毛区）、PDハウス東浦和（埼玉県さいたま市緑区）及びPDハウス石神井公園（東京都練馬区）、2025年9月にPDハウス清田（北海道札幌市清田区）及びPDハウス中央林間（神奈川県大和市）、2025年10月にPDハウス宇都宮細谷町（栃木県宇都宮市）及びPDハウス岐阜（岐阜県岐阜市）、2025年12月にPDハウス鳳（大阪府堺市西区）、2026年2月にPDハウス中野白鷺（東京都中野区）を新規開設いたしました。これらの新規開設に伴い発生した初期費用の計上により、収益性は一時的に低下しております。

また、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」及び同年11月14日付「（開示事項の経過）再発防止策の進捗に関するお知らせ」のとおり、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行った結果、収益性は一時的に大幅に低下いたしました。

一方で、2026年2月12日付「代表取締役からの寄付金受入及び特別利益の計上に関するお知らせ」のとおり、当社代表取締役より財務基盤の強化を目的とした1,000百万円の寄付金を受け入れ、特別利益として計上しております。この結果、当期純損失は業績予想値から大幅に改善いたしました。

以上により、当事業年度の売上高は28,136百万円（前年同期比6.2%増）、営業損失は1,223百万円（前年同期は1,114百万円の営業利益）、経常損失は2,168百万円（前年同期は388百万円の経常利益）、当期純損失は1,656百万円（前年同期は925百万円の当期純損失）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、4,092百万円となり、前事業年度末に比べて1,545百万円減少しました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は332百万円（前事業年度は1,883百万円の資金増加）となりました。これは主に、税引前当期純損失1,175百万円、売上債権の増加額855百万円が生じた一方で、減価償却費1,862百万円が生じたこと等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,275百万円（前事業年度は4,396百万円の資金減少）となりました。これは主に、新規事業所を開設したことに伴い有形固定資産の取得による支出1,169百万円が生じたこと等によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は62百万円（前事業年度は4,842百万円の資金増加）となりました。これは主に、債権流動化の債務純増加額1,516百万円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出1,039百万円、リース債務返済による支出293百万円が生じたこと等によるものです。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載を省略しております。

b．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注に該当する事項がないため、受注実績に関する記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。

なお、当社は介護事業の単一セグメントであるため、サービス区分別の販売実績を記載しております。

サービス区分の名称	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比(%)
PDハウス (百万円)	25,170	107.9
医療特化型住宅 (百万円)	1,805	90.7
グループホーム (百万円)	168	99.5
デイサービス (百万円)	458	97.1
福祉用具事業 (百万円)	501	100.4
加圧トレーニング事業 (百万円)	32	97.2
合計(百万円)	28,136	106.2

（注）最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
石川県国民健康保険団体連合会	3,968	15.0	3,449	12.3
東京都国民健康保険団体連合会	3,558	13.4	3,139	11.2
大阪府国民健康保険団体連合会	3,334	12.6	3,054	10.9

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。この財務諸表の作成においては、経営者による会計上の見積り、判断並びに仮定を用いることが必要となりますが、これらは期末日における資産・負債の金額、開示期間の収益・費用の金額及び開示情報に影響を与えます。ただし、これら見積り、判断並びに仮定は、過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果とは異なる場合があります。

当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社は「自らが輝き、人を元気にする」を経営理念に掲げております。わが国では、2007年に超高齢社会（公益財団法人長寿科学振興財団の定義）を迎え、更に高齢化も進行し、65歳以上人口割合は2020年の28.6%から一貫して上昇し、2070年には38.7%まで増加すると推計されており（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」）、介護・医療の需要はさらに高まるとされています。一方で、介護・医療の制度を経済的に、また人的に支える労働人口の減少が予測されており、今後の高齢化の進展に対応し得る介護・医療の持続可能な制度設計がわが国の根本的、かつ緊要な課題の一つであることは論をまちません。

当社では、この課題に対して、指定難病であるパーキンソン病患者を対象とした「PDハウス」とこれに関連するサービスの提供を通じて、地域の介護・医療資源を効果的かつ効率的に利用できる仕組みづくりを行うことで応えてまいります。地域では、病床削減とこれに伴って療養の場を病院から在宅（自宅や施設等）へ移すとする政策を受けて、特に慢性期や終末期における介護・医療の需要が高まっております。パーキンソン病患者は慢性期が長期化する傾向があることから、当社にとって有利な事業環境であり、引き続き事業を積極的に展開していく背景となっております。

当事業年度において、当社では新たにPDハウス桜山（愛知県名古屋市昭和区）、PDハウス大津（滋賀県大津市）、PDハウス岡山辰巳（岡山県岡山市北区）、PDハウス浜松和合（静岡県浜松市中央区）、PDハウス稲毛（千葉県千葉市稲毛区）、PDハウス東浦和（埼玉県さいたま市緑区）、PDハウス石神井公園（東京都練馬区）、PDハウス清田（北海道札幌市清田区）、PDハウス中央林間（神奈川県大和市）、PDハウス宇都宮細谷町（栃木県宇都宮市）、PDハウス岐阜（岐阜県岐阜市）、PDハウス鳳（大阪府堺市西区）及びPDハウス中野白鷺（東京都中野区）を開設いたしました。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（売上高）

当事業年度の売上高は28,136百万円となり、前事業年度より1,639百万円の増加となりました。これは主に、「PDハウス」を新規開設し、サービス提供が開始されたことにより医療保険及び介護保険収入が生じたことなどによります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は25,372百万円となり、前事業年度より3,790百万円の増加となりました。これは主に、新規に「PDハウス」を開設したことに伴い採用した施設従業員の人件費が生じたことなどによります。この結果、売上総利益は2,763百万円（前年同期比43.8%減）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は3,987百万円となり、前事業年度より186百万円の増加となりました。これは主に、業務の規模拡大に伴い採用した本社従業員の採用費及び人件費が生じたことなどによります。この結果、営業損失は1,223百万円（前年同期は1,114百万円の営業利益）となりました。

（営業外収益、営業外費用、経常利益）

当事業年度の営業外収益は281百万円となり、前事業年度より114百万円の増加となりました。これは主に、介護人材確保・職場環境改善等事業補助金等が増加したことなどによります。また、当事業年度の営業外費用は1,226百万円となり、前事業年度より334百万円の増加となりました。これは主に、新規出店によりリース債務の支払利息が増加したことなどによります。この結果、経常損失は2,168百万円（前年同期は388百万円の経常利益）となりました。

（特別利益、特別損失）

当事業年度の特別利益は1,000百万円となりました。これは、寄付金収入によるものです。また、当事業年度の特別損失は6百万円となりました。これは主に、固定資産除却損によるものです。

(当期純損失)

当事業年度の法人税等合計は481百万円となり、この結果、当期純損失は1,656百万円(前年同期は925百万円の当期純損失)となりました。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資金需要のうち主なものは、新規施設開設のための資金、運転資金等となっております。当社の資金調達については、自己資金及び金融機関からの借入れ等で実施しております。なお、これらの資金調達方法については、資金需要の額や用途に合わせて柔軟に検討を行い、決定しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおり認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努めてまいります。

経営戦略の現状と見通し

当社は介護サービスの提供を行っておりますが、現在運営している施設については、稼働率も順調に推移しているほか、医療保険制度や介護保険制度において報酬が決まっていること等により売上高を増加させることは難しいため、今後はコスト削減及び運営の効率化等により利益率を向上させ、強固な収益基盤を構築したいと考えております。

成長戦略としましては、北陸エリアで2019年3月期に第1号施設を開設し、2020年3月期に全国展開を開始後、当事業年度末において全国56か所で運営を行っているパーキンソン病患者専門の有料老人ホーム「PDハウス」が、高い稼働を維持していることから、「PDハウス」の新規開設を積極的に推進してまいります。これまでパーキンソン病患者専門の有料老人ホームが無かったことに加え、高齢化社会の進行により同疾患患者数が増加しており、需要が高まっていることを受け、各都道府県における患者数等を勘案し、施設の開設を進めてまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の経営者は、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長を遂げるためには、様々な課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、「PDハウス」による競合との差別化を推進し、更なる事業拡大を図ってまいります。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」に記載のとおり、売上高及び経常利益率を重要な経営指標としております。

しかしながら、2025年2月に過年度の決算を訂正し、再発防止策の実行による運営体制の見直しを行ったことで、当事業年度における収益性は一時的に大幅に低下しております。「PDハウス」の事業拡大により、売上高については、当事業年度は28,136百万円と前年同期比で6.2%増となっておりますが、経常利益率については、当事業年度は7.7%と前年同期比で9.2ポイント減少しております。

なお、目標達成に向けた今後の対応につきましては、「3 事業等のリスク (21) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載のとおり、当社は事業モデルを根底から見直し、安定した利益構造を確立するための対応策を実施しております。

5【重要な契約等】

(1) 財務制限条項が付された借入金契約

主な借入先	株式会社横浜銀行（アレンジャー兼エージェント） 株式会社北陸銀行	株式会社北陸銀行	株式会社みずほ銀行
契約形態	シンジケートローン方式タームローン	バイラテラル方式タームローン	コミットメント期限付タームローン
当初借入金額	800百万円	530百万円	500百万円
資金使途	設備資金	設備資金	設備資金
借入期間	自 2020年3月31日 至 2045年3月31日	自 2022年10月4日 至 2029年9月30日	自 2023年3月14日 至 2030年9月30日
担保の有無	あり	なし	あり
保証の有無	なし	なし	なし
2026年3月期末日の長期借入金残高	598百万円	189百万円	249百万円
2026年3月期末日の1年以内返済長期借入金残高	33百万円	75百万円	71百万円
財務制限条項	各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額又は2019年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益において、2期連続して損失を計上しないこと。	各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益において、2期連続して損失を計上しないこと。	各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。 単体の損益計算書上の経常損益において、2期連続して損失を計上しないこと。 各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書におけるネットレバレシオ ¹ を、20以下とすること。

主な借入先	株式会社三菱UFJ銀行	株式会社みずほ銀行
契約形態	実行可能期間付タームローン	コミットメント期限付タームローン
当初借入金額	750百万円	700百万円
資金用途	設備資金	設備資金
借入期間	自 2023年6月27日 至 2031年6月30日	自 2023年9月15日 至 2031年9月30日
担保の有無	あり	あり
保証の有無	なし	なし
2026年3月期末日の 長期借入金残高	455百万円	449百万円
2026年3月期末日の 1年以内返済長期借 入金残高	107百万円	100百万円
財務制限条項	<p>各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額又は2023年3月期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。</p> <p>各決算期末日において、単体の損益計算書における経常損益の金額を0円以上に維持すること。</p> <p>各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書における基準値₂を、20以下とすること。</p> <p>～の各項目において、同一項目について2期連続して抵触しないこと。</p>	<p>各決算期末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>単体の損益計算書上の経常損益において、2期連続して損失を計上しないこと。</p> <p>各決算期において、単体の貸借対照表及び損益計算書におけるネットレバレシオ₁を、20以下とすること。</p>

- (注) 1 ネットレバレシオ = (有利子負債 - 現預金) / (税引後当期損益 + 減価償却費)
2 基準値 = 有利子負債 - (売掛金 + 棚卸資産 - 買掛金 + 現預金) / (営業利益 + 減価償却費)

(2) 債権流動化に関する基本契約

当社は、2025年3月21日付の取締役会決議に基づき、2025年3月31日付で債権流動化に関する基本契約を締結しており、その内容は以下のとおりであります。

債務者	各都道府県の国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金
対象債権	診療報酬債権、介護報酬債権、障害福祉サービス等報酬債権
譲受人	ファンタスティック・ファンディング・コーポレーション東京支店
極度額	35億円
初回実行日	2025年4月18日
契約期間	1年間(自動更新)
その他重要特約等	なし

6【研究開発活動】

当社では、順天堂大学医学部神経学講座と共同し、2019年10月に共同研究講座「ICT制御に基づく在宅医療開発講座」を開設しております。この共同研究講座では、2019年10月より当社のパーキンソン病専門の有料老人ホームにおいて検証実施を始めた、ICT（情報通信技術）によるマルチセンサーやウェアラブル端末によるモニタリングによって、患者のバイタル、活動量、消費カロリーといったビッグデータを蓄積することで、病気の進行状況が数値化され、高い診療効果を得ることや、24時間変動を把握することで正確な薬剤調整に繋がることが期待できます。また、2024年4月に共同研究講座「PD長期観察共同研究講座」を開設しております。この共同研究講座では、パーキンソン病専門介護施設における大規模コホートにより得られるデータに基づく、パーキンソン病に特化した「科学的介護」のための支援技術の構築に繋がることが期待できます。このようにデータ収集・解析を行い、パーキンソン病患者の日常生活動作（ADL）上の障害を検出し、住宅のハード面及びソフト面における介入を行うことにより、パーキンソン病患者の生活の質（QOL）を改善するホームアダプテーションの研究・開発を行っております。また、当社従業員に対するパーキンソン病に関連する基本や最新情報についてのオンラインセミナーが開催され、パーキンソン病の理解や知識レベルの向上を図っております。

これにより、当事業年度の研究開発費の総額は46百万円であります。当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資等の総額は9,254百万円であります。これは主に、新規開設にかかる有形固定資産の取得によるものです。また、経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却、売却等はありません。

なお、当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (臨時従業員数) (人)
		建物 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
PDハウス板橋 (東京都板橋区)	PDハウスの建物設備その他	4	-	894	10	909	128 (-)
PDハウス八王子 (東京都八王子市)	PDハウスの建物設備その他	501	420 (1,000.21)	-	24	946	77 (1)
PDハウス用賀 (東京都世田谷区)	PDハウスの建物設備その他	0	-	862	6	870	78 (3)
PDハウス八千代中央 (千葉県八千代市)	PDハウスの建物設備その他	779	-	-	101	880	84 (-)
PDハウス南柏 (千葉県柏市)	PDハウスの建物設備その他	766	-	-	110	876	84 (2)
PDハウス西京極 (京都府京都市右京区)	PDハウスの建物設備その他	765	-	-	67	832	61 (1)
PDハウス神戸深江本町 (兵庫県神戸市東灘区)	PDハウスの建物設備その他	0	-	850	12	863	64 (1)
PDハウス越谷 (埼玉県越谷市)	PDハウスの建物設備その他	0	-	863	15	879	67 (-)
PDハウス稲毛 (千葉県千葉市稲毛区)	PDハウスの建物設備その他	834	-	-	71	905	59 (1)
PDハウス東浦和 (埼玉県さいたま市緑区)	PDハウスの建物設備その他	0	-	869	23	893	41 (-)
PDハウス石神井公園 (東京都練馬区)	PDハウスの建物設備その他	0	-	1,202	30	1,232	53 (1)
PDハウス鳳 (大阪府堺市西区)	PDハウスの建物設備その他	0	-	804	22	827	40 (1)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は構築物、機械及び装置、工具、器具及び備品であり、建設仮勘定は含んでおりません。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 従業員数は就業人員であり、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の社員)を外書しております。

4. 上記のほか、建物及び土地の一部を賃借しており、年間賃借料は807百万円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、除却計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び引渡予定年月		完成後の増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	引渡日	
PDハウス新潟寺山 (新潟県新潟市東区)	PDハウスの建物(注)2	662	206	自己株式処分資金	2025年9月	2026年9月	60床

(注) 1. 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2. 当該建物については、事業計画の見直しにより開設を取りやめ、現在売却を検討しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年6月25日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,220,000	35,220,000	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。
計	35,220,000	35,220,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2021年3月15日	2021年10月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 4 当社従業員 14 (注)8	当社従業員 1
新株予約権の数(個)	145[111] (注)1	34 (注)1
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,500[33,300] (注)1、7	普通株式 10,200 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	73 (注)2、7	129 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2023年3月27日 至 2031年3月15日	自 2023年10月16日 至 2031年10月15日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 73 資本組入額 37 (注)7	発行価格 129 資本組入額 65 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3	
新株予約権の譲渡に関する事 項	(注)4	
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	(注)6	

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更ありません。

- (注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式300株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。

さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権が行使可能となった場合であっても、当社の株式が国内又は国外の証券取引所に上場される日（以下、「上場日」という。）までは、これを行使することができない。

新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。ただし、上場日が2030年1月1日以降となる場合には、上場日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。

(a) 上場日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。

(b) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。

(c) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。

(d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記（注）5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は当社取締役4名、当社従業員13名になっております。

	第5回新株予約権
決議年月日	2022年11月15日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社従業員 3
新株予約権の数(個)	130 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 39,000 (注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,564 (注)2、7
新株予約権の行使期間	自 2024年11月16日 至 2032年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,564 資本組入額 1,282 (注)7
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2026年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権1個につき目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式300株であります。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格又はその算定方法」に定める行使価額の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額になるよう、各新株予約権の行使により発行される株式の数は適切に調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

2. 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)に行使株式数を乗じた金額とします。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使、株式交換による自己株式の移転の場合によるものを除く）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」と読み替えるものとする。さらに上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件等

新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、正当な理由があるとして、当社取締役会の承認がある場合はこの限りではない。

新株予約権者は、新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。

- (a) 2024年11月16日以降、割当てられた権利の3分の1について行使することができる。
- (b) 2025年11月16日以降、割当てられた権利の3分の2について行使することができる。
- (c) 2026年11月16日以降、割当てられた権利の全部について行使することができる。
- (d) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

4. 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

5. 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合には新株予約権を無償で取得することができる。

当社株主総会及び取締役会において、当社を消滅会社とする合併、当社を分割会社とする吸収分割・新設分割及び当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付するものとします。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

7. 2022年1月17日開催の取締役会決議により、2022年2月15日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2023年2月15日開催の取締役会決議により、2023年4月1日付で普通株式1株につき3株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2022年2月15日 (注)1	11,622,600	11,740,000	-	35	-	-
2023年4月1日 (注)2	23,480,000	35,220,000	-	35	-	-

(注)1. 2022年2月15日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:100)によるものであります。
2. 2023年4月1日付の発行済株式総数の増加は株式分割(1:3)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	8	27	72	39	86	7,238	7,470	-
所有株式数(単元)	-	9,336	9,652	138,373	68,273	900	125,479	352,013	18,700
所有株式数の割合 (%)	-	2.7	2.7	39.3	19.4	0.3	35.6	100.0	-

(注)自己株式2,787,492株は、「個人その他」に27,874単元、「単元未満株式の状況」に92株に含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社杏	東京都中央区日本橋2丁目1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル10F	13,500,000	41.62
苗代 亮達	石川県金沢市	3,904,700	12.04
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	1,919,097	5.92
DBS BANK LTD.700104 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	6 SHENTON WAY DBS BUILDING TOWER ONE SINGAPORE 068809 (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,566,000	4.83
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 ZURICH SWITZERLAND 8098 (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 決済事業部)	1,030,300	3.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インターシティAIR	764,800	2.36
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, U.K. (東京都千代田区大手町1丁目9-7 大手町フィナンシャルシティサウスタワー)	373,065	1.15
UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	372,576	1.15
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー)	322,235	0.99
DBS BANK LTD FOR G.K.GOH STRATEGIC HOLDINGS PTE LTD 700551 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	12 MARINA BOULEVARD, DBS ASIA CENTRAL, MARINA BAY FINANCIAL CENTRE TOWER 3, SINGAPORE 018982 (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	320,000	0.99
計	-	24,072,773	74.23

(注) 1. 株式会社杏は、当社代表取締役社長苗代亮達の資産管理会社であります。
2. 上記のほか、当社所有の自己株式が2,787,492株あります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,787,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、1単元の株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,413,900	324,139	同上
単元未満株式	普通株式 18,700	-	-
発行済株式総数	35,220,000	-	-
総株主の議決権	-	324,139	-

(注)単元未満株式の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれております。

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社サンウェルズ	石川県金沢市二宮町15番13号	2,787,400	-	2,787,400	7.9
計	-	2,787,400	-	2,787,400	7.9

(注)上記の他、単元未満株式が92株あります。なお、当該株式は上記「発行済株式」の「単元未満株式」の欄に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(ストックオプションの権利行使)	-	-	10,200	0
保有自己株式数	2,787,492	-	2,777,292	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使、単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営上の施策の一つとして認識しており、利益配分につきましては、成長投資のための内部留保を勘案しつつ、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

剰余金の配当を行う場合は、期末配当(3月31日基準日)及び中間配当(9月30日基準日)の年2回を基本的な方針としており、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、事業拡大のための投資に活用する方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当期純損失1,656百万円を計上していることを勘案し、無配といたしました。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

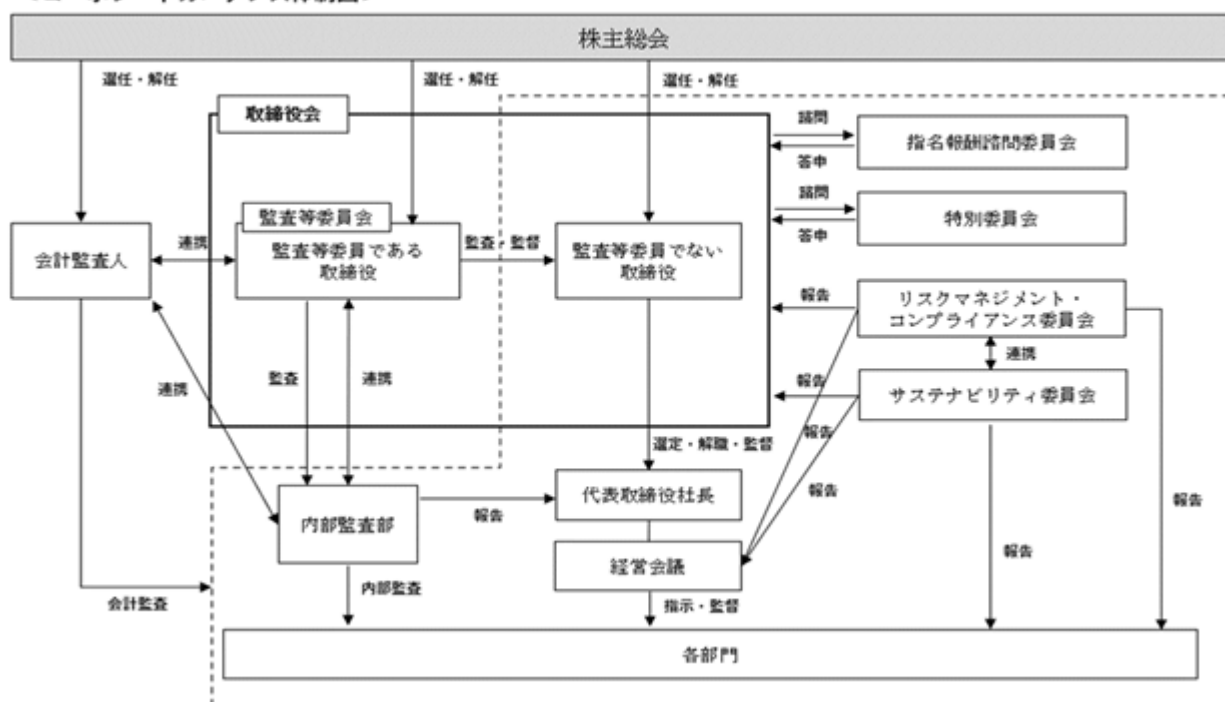
当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーの利益を守ることがコーポレート・ガバナンスであると考え、法令遵守及びその他社会的責任を果たすことのみならず、経営の効率性、健全性及び透明性を高めることにより、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。当該認識のもと、当社では監査等委員会を設置し、経営の意思決定と業務執行の監督に透明性を確保し、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、取締役会及び監査等委員会設置会社であります。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は、以下のとおりであります。

<コーポレートガバナンス体制図>



当社の各機関の構成員は次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名報酬諮問委員会	特別委員会	リスクマネジメント・コンプライアンス委員会	サステナビリティ委員会
代表取締役社長	苗代 亮達		-			-		
取締役	上野 英一		-		-	-		
社外取締役	新 俊彦		-	-			-	-
社外取締役 常勤監査等委員	山本 英博							
社外取締役 監査等委員	畠 善昭			-			-	-
社外取締役 監査等委員	中西 一			-			-	-
社外取締役 監査等委員	中島 恵子			-			-	-
各部長	-	-	-	-	-	-		

(注) は議長・委員長 は構成員 は出席者を表します。

(a) 取締役及び取締役会

取締役会は、有価証券報告書提出日現在、7名（うち監査等委員4名）の取締役にて構成されており、法令で定められた事項及び重要事項を決定するとともに、業務執行状況の報告を受け、監督を行っております。取締役会は、代表取締役社長が議長を務め、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速な意思決定を確保するため必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査等委員及び監査等委員会

監査等委員会は、有価証券報告書提出日現在、独立社外取締役の監査等委員4名にて構成されており、監査等委員長が議長を務め、監査内容の共有及び監査に関する重要な事項の決定を行っております。監査等委員会は、毎月1回の定例の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査部及び会計監査人と連携し、情報収集、監査環境を整備し、監査・監督機能の強化を図っております。なお、監査等委員の取締役は4名全員が会社法施行規則第2条第3項第5号の規定に該当する社外役員であります。

(c) 経営会議

経営会議は、取締役会への付議予定事項及び報告予定事項を協議するほか、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要事項について審議を行うとともに、当該重要事項についての報告を受け、構成員間における情報共有を行うものとして設置しております。なお、経営会議の構成員は代表取締役社長、常勤取締役、常勤監査等委員及び部長・室長のほか、必要に応じて代表取締役社長が指名する者となっております。

(d) 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。指名報酬諮問委員会は、有価証券報告書提出日現在、代表取締役社長1名、社外取締役5名で構成され、役員の指名・報酬等の特に重要な事項について定期的な確認と、取締役会に対する適切な助言を行っております。当事業年度は、指名報酬諮問委員会を4回開催しており、それぞれ取締役会へ答申しております。

(e) 特別委員会

特別委員会は、支配株主との取引を公正に行い、少数株主の利益が適切に保護されるよう、支配株主と少数株主の間の利益相反問題を監視・監督することを審議・検討し、取締役会に答申することを役割としております。特別委員会の委員は取締役会決議で選定され、有価証券報告書提出日現在、独立社外取締役5名で構成され、支配株主との取引の有無と支配株主との取引の確認方法についての確認を行っております。当事業年度は、特別委員会を2回開催しており、それぞれ取締役会へ答申しております。

(f) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会

当社は、リスクマネジメント・コンプライアンスの実効性の向上と、コンプライアンスの維持・向上を図るため、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。原則として月に1回開催するほか、緊急議案が発生した場合には臨時リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催しております。

また、2025年2月12日付「再発防止策の策定及び関係者の処分に関するお知らせ」において開示した再発防止策の一つとして、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会規程」第9条に基づく「緊急リスクマネジメント・コンプライアンス委員会分科会」として、訪問看護・介護事業リスク検討委員会を設置し、訪問看護・介護事業を推進するための基盤となるリスクの適切かつ十分な分析・評価を行うこととしております。当事業年度は、12回開催しており、訪問看護・介護事業に関するリスク及びリスク予備軍の情報を広く集約し、評価・分析を実施した上で、取締役会へ答申しております。

(g) サステナビリティ委員会

当社は、「企業」と「社会」の持続可能性の両立を目指し、サステナビリティ推進活動を強化・加速させるため、「サステナビリティ委員会規程」に基づき、サステナビリティ委員会を設置しております。原則として6か月に1回開催するほか、必要に応じて随時サステナビリティ委員会を開催しております。

(h) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任し、法定監査を受けております。なお、会計監査人、監査等委員会と内部監査部は定期的な会合をもち、相互の監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

(i) 内部監査部

当社は、事業部門と独立した代表取締役社長直轄の内部監査部を設置しており、内部監査部長1名を含め5名で構成され、内部監査規程に基づき、当社各部署の業務全般の監査を実施しており、代表取締役社長及び監査等委員会に対して監査結果を報告しております。内部監査部長は、監査結果について、代表取締役社長と協議し、被監査部署に対して必要な対策、措置等を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査部と監査等委員会、会計監査人は、監査を有効かつ効率的に進めるために、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

b. 上記体制を採用する理由

当社は、ガバナンス強化のため2019年7月に監査等委員会設置会社としております。独立性を有する監査等委員が取締役会での議決権を持ち、監査等委員会が内部統制システムを積極的に活用して監査を行うことで、法令遵守のみならずステークホルダーとの適切な協働関係の維持や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土醸成に対して社外の目による経営の監査・監督機能を強化することが、当社にふさわしい体制であると判断し、監査等委員会設置会社を選択いたしました。

企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2019年3月の取締役会にて、「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行い、随時適切な内容に修正しており、当該基本方針に基づいた運営を行っております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・持続可能かつ健全な企業経営を実現するため、経営層の責任と役割を明文化し、ガバナンスの実効性を高めることを目的として、「ガバナンス行動指針」を定める。
- ・リスクマネジメント及びコンプライアンスに関わる基本的な事項を定めるため、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」を定めるとともに、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスプログラムの整備・運用、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案・推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備する。
- ・指名報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。
- ・特別委員会を設置し、取締役会における監督強化を行うとともに、少数株主の利益保護に努める。
- ・サステナビリティ委員会を設置し、社会と企業の持続可能性の両立を目指した企業活動を推進する。
- ・コンプライアンスの徹底を図るため、役職員向けの研修を定期的を実施する。また、研修内容については外部専門家の助言も受けつつ継続的に見直す。加えて、コンプライアンスプログラムの適切な運用につき監査等を行なう。
- ・内部通報制度の整備・運用を通して、法令上・企業倫理上の問題等に関する情報の早期把握及び解決をはかる。また、内部通報窓口の認知向上を目的として、定期的な周知活動（説明会、カード配布、掲示物更新等）を実施し、その実施状況を管理部門にて記録・保存する。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切関係を持たない。また、反社会的勢力・団体からの不当な要求には毅然とした対応をし、その活動を助長する行為に関与しない。

(b) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告に関する以下の文書については、「文書管理規程」「諸規程管理規程」等に基づき、適切かつ確実に保存・管理を行う。

- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、及びそれらの関連資料
- ・社内の重要会議の議事録及びその関連資料
- ・稟議書及びその他重要な社内申請書類
- ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関又は金融商品取引所に提出した書類の写しその他重要文書

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、事業活動に影響を及ぼすリスクを統合的・一元的に管理する体制を構築する。
- ・リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、当社事業への影響が高いと判断する「重大リスク」を特定し、リスク分析・把握・防止・管理等を行なう。また、当該「重大リスク」に係るリスク項目の見直しを年1回実施する。
- ・緊急事態の発生、あるいは発生のおそれに関する報告を受けた場合は、臨時のリスクマネジメント・コンプライアンス委員会をすみやかに開催し、対応方針を検討するとともに、事態の収束後すみやかに再発防止策の策定等を行う。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎週経営会議を開催し、経営戦略決定の迅速化、経営監督体制・業務執行体制を強化する。
- ・定例取締役会以外に、必要時は臨時取締役会を随時開催する。

(e) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査等委員は取締役と協議の上で必要とする監査等委員スタッフを置くことができる。
- ・監査等委員スタッフは専任とし、人事考課は監査等委員が行い、異動は監査等委員の同意を得る。
- ・監査等委員会の実効性を確保するため、監査等委員と内部監査部門との定例的な意見交換会を実施する。また、監査等委員の要請により、外部専門家の支援を受けることができる体制とする。

(f) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制

- ・監査等委員は重要な会議に出席し、職務の執行状況の聴取及び関係資料の閲覧を行うことができる。
- ・取締役は著しい影響・損害が発生する恐れがある場合、速やかに監査等委員に報告しなければならない。
- ・取締役及び使用人は、監査等委員が報告を求めた場合、迅速に対応しなければならない。
- ・行政当局等の外部からの指摘・通報に係る事項については、監査等委員会への速やかな報告を義務付ける。

(g) その他監査等委員監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員は重要文書を閲覧し、取締役や使用人に説明を求めることができる。
- ・監査等委員と代表取締役社長の定期的な意見交換会の実施、内部監査部門や会計監査人と連携する。
- ・監査等委員会は、必要に応じてその判断で外部専門家を起用する。

(h) 内部統制システムの継続的見直しに関する事項

- ・内部統制システムは、社会情勢、法令改正、社内不祥事の発生、行政当局等の外部からの指摘等を踏まえ、定期的または必要に応じて見直す。
- ・代表取締役社長は、上記の事象を認識した際、すみやかに経営会議及び取締役会において内容を報告し、内部統制システムの見直しの必要性を検討のうえ、必要な改訂を提案する。

b. リスク管理体制の整備状況

当社では、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」において、リスク管理とコンプライアンスに関する基本的な事項を定めると共に、リスクマネジメントの最高責任者である代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて、リスクの把握、最適なリスク管理体制の立案、推進を図り、全社横断的なコンプライアンス体制を整備することにより、リスクの低減及びその適切な対応を図っております。

具体的には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、リスクマネジメントに係る方針の決定、年度計画の策定、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス基本規程」の改定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、主要かつ重要な事業、その他重要業務に係る事業継続計画の策定に関する指導監督等を行っております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は毎月開催し、リスクマネジメントの実施状況を把握するとともに、必要な措置について審議しております。なお、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の事務局運営は、リスク・コンプライアンス部が実施しております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

d. 取締役の定数

取締役（監査等委員である取締役は除く）の員数は10名以内、監査等委員である取締役の員数は5名以内とする旨を定款で定めております。

e．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任する旨を定款に定めております。

f．取締役会で決議できる株主総会決議事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。なお、中間配当の基準日は、毎年9月30日とする旨を定款に定めております。

(b) 自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己株式取得を目的とするものであります。

(c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるようにすることを目的とするものであります。

(d) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役の地位にあるものであり、被保険者は保険料を負担しておりません。

なお、背任行為、犯罪行為、詐欺行為又は法令等に違反することを認識して行った行為に起因する場合等、保険契約上一定の免責事由があります。

g．株主総会の特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護についての方策

当社の代表取締役社長苗代亮達は、支配株主に該当しております。当社では、少数株主の利益保護のため、牽制の働く役員構成とすることを経営方針として有しております。支配株主との取引を行う場合は、取締役会において、取引の必要性和合理性並びに取引条件の妥当性について十分に検討した上で総合的に決定することとしております。

i．取締役会の活動状況

(a) 取締役会について

取締役会は、独立社外取締役5名を含む取締役7名で構成され、社外取締役比率は71.4%となっております。また、執行役員制度を導入し、経営に関する決定・監督の機能と業務執行の機能を明確に分離することで、執行に対する監視機能と経営の機動力を担保しております。取締役会は原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、及び会社経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。

独立社外取締役については、それぞれ豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものであります。

なお、当社は、取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として6名の取締役で構成（過半数である5名が独立社外取締役）される指名報酬諮問委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めております。

加えて、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を取締役会直下の機関として任意に設置し、重要な課題・指標の決定については、取締役会で決議することで、その取り組みの更なる推進を図っております。

取締役会は、当事業年度において23回開催され、各取締役の出席状況は以下のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
苗代 亮達	23回	23回
上野 英一	23回	23回
新 俊彦	8回	8回
山本 英博	23回	23回
畠 善昭	23回	23回
中西 一	23回	23回
中島 恵子	23回	23回

（注）新俊彦氏は、2025年11月11日開催の臨時株主総会において選任されたため、就任以降の出席状況を記載しております。

(b) 取締役会の活動

原則として毎月1回、定例取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、及び、会社経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。当事業年度においては取締役会を23回、監査等委員会を17回開催いたしました。

(c) 取締役会の実効性評価

当事業年度における取締役会の実効性評価を以下のとおり実施いたしました。

<評価方法>

- ・2026年3月に全取締役（社内取締役2名、社外取締役5名）に対し、取締役会の構成、運営状況及び審議内容等に関するアンケート（以下「2026年3月期アンケート」）を行いました。
- ・同年4月21日、取締役会において議論した後、2026年3月期の取締役会実効性の評価を確定いたしました。

<アンケートの項目>

- ・2026年3月期アンケートの質問票の大項目は以下のとおりです。設問ごとに、5段階で評価する方式とし、当該項目に関する自由コメント欄を設けております。
 - ．取締役会の構成と運営
 - ．経営戦略と事業戦略
 - ．企業倫理とリスク管理
 - ．業績モニタリングと経営陣の評価
 - ．株主等との対話

<評価結果の概要>

- ・2026年3月期アンケート回答を集計した結果、全体として基本的なガバナンス機能は確保されているものの、議論の質及び統制機能の実効性の観点から改善余地が認識される状態にあることが確認されました。

<実効性向上に向けた今後の取り組み>

・リスク分析・評価等のための体制強化

訪問看護事業を推進するための基盤となるリスク分析・評価等を行うための体制が不十分であったことから、2025年3月に訪問看護・介護事業リスク検討委員会を設置することにより、当該リスク分析・評価等を行うための体制を強化しました。

引き続き、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会及び訪問看護・介護事業リスク検討委員会等を活用して、事業推進に関わる法令上・コンプライアンス上のリスク情報の収集・分析及びリスクへの対応策の検討を適切に実施してまいります。

・適切な企業風土の醸成

経営陣を含む全社職員を対象にコンプライアンス・倫理観研修を年複数回実施し、継続的な教育体制を構築するとともに基本的なルールの浸透とコンプライアンス意識の醸成を図ります。

・後継者計画の整備

当社は、持続的な企業価値向上の観点から、最高経営責任者（CEO）を含む経営陣の後継者計画の重要性を認識しております。現時点において、最高経営責任者である代表取締役社長の後継者計画について体系的に整備されたものはありませんが、これまでの経営人材の登用にあたっては、指名報酬諮問委員会における審議および取締役会での議論を踏まえ、候補者の資質・経験等を総合的に勘案して決定しております。

今般の代表取締役の異動に関しても、同様に社外取締役を含む取締役会の関与のもとで適切に検討を行い、決定しております。

他方で、当社は、より透明性・客観性の高い後継者計画の構築が必要であると認識しており、今後、指名報酬諮問委員会を中心に、最高経営責任者等に求められる資質・経験・育成プロセスの明確化を進めるとともに、後継候補者群の継続的な選定・育成及びその評価の仕組みの整備について検討を進めてまいります。

また、取締役会は、これら後継者計画の運用状況について適切に監督を行い、必要に応じて見直しを実施してまいります。

・第三者評価の検討

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目的として、取締役会の実効性をより高めるために、当社に適した第三者を利用した評価方法を検討してまいります。

当社取締役会は、今回の取締役会実効性評価の結果を踏まえ、取締役会の実効性を更に高めるべく引き続き取り組み、取締役会による経営に対する万全の監督を担保するとともに、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

1. 2026年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、次のとおりであります。

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	苗代 亮達	1973年7月20日生	1999年12月 有限会社アイテム商業建築研究所(株式会 社アイテム) 入社 2002年3月 株式会社アイテム 代表取締役 就任 2006年9月 株式会社ケア・コミュニケーションズ (現:当社) 設立 代表取締役 2007年7月 株式会社セントラルケアスタッフ 設立 代表取締役 2008年5月 株式会社サライ 設立 取締役 2010年7月 社会福祉法人達樹会 設立 理事長 2011年1月 株式会社サライ 代表取締役 就任 2011年4月 当社 代表取締役社長 就任(現任) 2013年10月 株式会社SUN加圧スタジオを会社分割に より設立 代表取締役 2014年9月 株式会社SUN整骨院 設立 代表取締役 2015年2月 株式会社SUNエステート 設立 代表取 締役 2015年7月 株式会社サンメディカルサポート 設立 取締役 2017年3月 株式会社杏設立 代表取締役(現任)	(注)3	17,404,700 (注)5
取締役 コーポレート本部長	上野 英一	1953年7月21日生	1976年4月 株式会社北陸銀行 入行 1997年1月 同行 八尾支店長 就任 1999年6月 同行 東大阪支店長 就任 2002年4月 同行 黒部支店長 就任 2004年6月 同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店 長 就任 2006年6月 同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店 長 就任 2008年6月 同行 常任監査役 就任 2009年6月 EIZO株式会社 常勤監査役 就任 2016年6月 EIZO株式会社 社外取締役(監査等委 員) 就任 2018年7月 当社 社外取締役 就任 2018年10月 当社 監査役 就任 2019年7月 当社 取締役総務経理部長 就任 2022年6月 当社 常務取締役総務経理部長 就任 2023年4月 当社 常務取締役管理本部長 就任 2025年2月 当社 取締役管理本部長 就任 2025年4月 当社 取締役コーポレート本部長 就任 (現任)	(注)3	45,000
取締役	新 俊彦	1968年11月2日生	1992年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 2001年7月 京都府保健福祉部高齢化対策課長 2011年2月 厚生労働省年金局事業管理課システム室長 2011年10月 厚生労働省年金局事業管理課給付事業室長 2013年7月 内閣法制局参事官(第一部) 2016年4月 国立社会保障・人口問題研究所企画部長 2020年8月 内閣府食品安全委員会事務局総務課長 2022年3月 退官 2022年4月 クラノス株式会社 代表取締役 就任(現 任) 2022年9月 オージーウエルネスホールディングス株式 会社 社外取締役 就任(現任) 2025年11月 当社 社外取締役 就任(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (常勤監査等委員)	山本 英博	1958年1月26日生	1980年4月 株式会社北國銀行 入行 2001年1月 同行 七塚支店長 就任 2002年4月 同行 金石支店長 就任 2004年11月 同行 野々市エリア統括店長兼野々市支店長 就任 2007年6月 同行 高岡エリア統括店長兼高岡支店長 就任 2011年4月 同行 執行役員人事部長兼人材開発室長 就任 2013年6月 同行 取締役兼執行役員東京支店長 就任 2015年4月 同行 取締役兼執行役員経営管理部長兼法務室長就任 2017年6月 同行 取締役 監査等委員 就任 2021年6月 北國総合リース株式会社 代表取締役社長 就任 2022年3月 株式会社C C Iグループ 執行役員 就任 2023年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	畠 善昭	1947年3月25日生	1969年4月 北方公認会計士事務所 入所 1974年9月 畠税理士事務所 設立 1979年8月 株式会社ケイビイシー 設立 代表取締役 1996年4月 畠行政書士事務所 設立 2000年3月 株式会社青山財産ネットワークス金沢(旧株式会社船井財産コンサルタンツ金沢) 設立 代表取締役 2007年6月 株式会社メディカ・コンサルティング 設立 監査役(現任) 2007年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 設立 代表社員 2008年1月 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー(旧株式会社畠&スターシップ会計社) 設立 代表取締役 2013年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 会長 就任 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年2月 株式会社ケイビイシー 取締役(現任) 2024年10月 税理士法人畠経営グループ 顧問(現任) 2024年11月 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役(現任) 2025年3月 株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	中西 一	1975年12月9日生	2001年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2002年10月 金沢弁護士会 登録 2002年10月 岡田進法律事務所 入所 2008年6月 高松機械工業株式会社 社外取締役 就任(現任) 2014年1月 中西 一法律事務所 開設(現任) 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2021年10月 株式会社北國銀行 社外監査役 就任(現任) 2024年12月 株式会社石敬木材センター 一時代取締役(現任) 2025年4月 金沢弁護士会 常議員	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	中島 恵子	1973年9月9日生	2004年1月 辻・本郷税理士法人 入社 2005年7月 あいわ税理士法人 入社 2006年11月 東京税理士会 登録 2023年4月 中島恵子税理士事務所 開設(現任) 2023年5月 株式会社魚金 社外監査役 就任(現任) 2023年6月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任 (現任)	(注)4	-
計					17,449,700

(注)1. 当社の社外取締役は、取締役 新俊彦氏、取締役(監査等委員)山本英博氏、畠善昭氏、中西 一氏及び中島恵子氏の5名です。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

議長 山本英博氏、委員 畠善昭氏、中西 一氏、中島恵子氏

3. 2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長苗代亮達の所有株式数は、同氏が代表を務める会社である株式会社杏が所有する株式数を含んでおります。

2. 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は、次のとおりとなる予定であります。

なお、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容(役職名等)も含めて記載しております。

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	新 俊彦	1968年11月2日生	1992年4月 厚生省(現厚生労働省)入省 2001年7月 京都府保健福祉部高齢化対策課長 2011年2月 厚生労働省年金局事業管理課システム室長 2011年10月 厚生労働省年金局事業管理課給付事業室長 2013年7月 内閣法制局参事官(第一部) 2016年4月 国立社会保障・人口問題研究所企画部長 2020年8月 内閣府食品安全委員会事務局総務課長 2022年3月 退官 2022年4月 クラノス株式会社 代表取締役 就任 (現任) 2022年9月 オージーウエルネスホールディングス株式会社 社外取締役 就任(現任) 2025年11月 当社 社外取締役 就任 2026年6月 当社 代表取締役社長 就任(予定)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 コーポレート本部長	上野 英一	1953年7月21日生	1976年4月 株式会社北陸銀行 入行 1997年1月 同行 八尾支店長 就任 1999年6月 同行 東大阪支店長 就任 2002年4月 同行 黒部支店長 就任 2004年6月 同行 石川地区事業部副本部長兼金沢支店長 就任 2006年6月 同行 福井地区事業部副本部長兼福井支店長 就任 2008年6月 同行 常任監査役 就任 2009年6月 E I Z O株式会社 常勤監査役 就任 2016年6月 E I Z O株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任 2018年7月 当社 社外取締役 就任 2018年10月 当社 監査役 就任 2019年7月 当社 取締役総務経理部長 就任 2022年6月 当社 常務取締役総務経理部長 就任 2023年4月 当社 常務取締役管理本部長 就任 2025年2月 当社 取締役管理本部長 就任 2025年4月 当社 取締役コーポレート本部長 就任 (現任)	(注)3	45,000
取締役	苗代 亮達	1973年7月20日生	1999年12月 有限会社アイテム商業建築研究所(株式会社アイテム) 入社 2002年3月 株式会社アイテム 代表取締役 就任 2006年9月 株式会社ケア・コミュニケーションズ(現:当社) 設立 代表取締役 2007年7月 株式会社セントラルケアスタッフ 設立 代表取締役 2008年5月 株式会社サライ 設立 取締役 2010年7月 社会福祉法人達樹会 設立 理事長 2011年1月 株式会社サライ 代表取締役 就任 2011年4月 当社 代表取締役社長 就任 2013年10月 株式会社SUN加圧スタジオを会社分割により設立 代表取締役 2014年9月 株式会社SUN整骨院 設立 代表取締役 2015年2月 株式会社SUNエステート 設立 代表取締役 2015年7月 株式会社サンメディカルサポート 設立 取締役 2017年3月 株式会社杏設立 代表取締役(現任) 2026年6月 当社 取締役(予定)	(注)3	17,404,700 (注)5
取締役 (常勤監査等委員)	山本 英博	1958年1月26日生	1980年4月 株式会社北國銀行 入行 2001年1月 同行 七塚支店長 就任 2002年4月 同行 金石支店長 就任 2004年11月 同行 野々市エリア統括店長兼野々市支店長 就任 2007年6月 同行 高岡エリア統括店長兼高岡支店長 就任 2011年4月 同行 執行役員人事部部長兼人材開発室長 就任 2013年6月 同行 取締役兼執行役員東京支店長 就任 2015年4月 同行 取締役兼執行役員経営管理部部長兼法務室長 就任 2017年6月 同行 取締役 監査等委員 就任 2021年6月 北國総合リース株式会社 代表取締役社長 就任 2022年3月 株式会社CCIグループ 執行役員 就任 2023年6月 当社 社外取締役(常勤監査等委員) 就任 (現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	畠 善昭	1947年3月25日生	1969年4月 北方公認会計士事務所 入所 1974年9月 畠税理士事務所 設立 1979年8月 株式会社ケイビイシー 設立 代表取締役 1996年4月 畠行政書士事務所 設立 2000年3月 株式会社青山財産ネットワークス金沢(旧株式会社船井財産コンサルタンツ金沢) 設立 代表取締役 2007年6月 株式会社メディカ・コンサルティング 設立 監査役(現任) 2007年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 設立 代表社員 2008年1月 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー(旧株式会社畠&スターシップ会計社) 設立 代表取締役 2013年10月 税理士法人畠経営グループ(旧税理士法人畠税理士事務所) 会長 就任 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2023年2月 株式会社ケイビイシー 取締役(現任) 2024年10月 税理士法人畠経営グループ 顧問(現任) 2024年11月 株式会社畠フィナンシャル・エージェンシー 取締役(現任) 2025年3月 株式会社青山財産ネットワークス金沢 取締役(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	中西 一	1975年12月9日生	2001年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2002年10月 金沢弁護士会 登録 2002年10月 岡田進法律事務所 入所 2008年6月 高松機械工業株式会社 社外取締役 就任(現任) 2014年1月 中西 一法律事務所 開設(現任) 2018年7月 当社 社外監査役 就任 2019年7月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2021年10月 株式会社北國銀行 社外監査役 就任(現任) 2024年12月 株式会社石敬木材センター 一時代代表取締役(現任) 2025年4月 金沢弁護士会 常議員	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	中島 恵子	1973年9月9日生	2004年1月 辻・本郷税理士法人 入社 2005年7月 あいわ税理士法人 入社 2006年11月 東京税理士会 登録 2023年4月 中島恵子税理士事務所 開設(現任) 2023年5月 株式会社魚金 社外監査役 就任(現任) 2023年6月 当社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任)	(注)4	-
計					17,449,700

(注)1. 当社の社外取締役は、取締役(監査等委員)山本英博氏、畠善昭氏、中西 一氏及び中島恵子氏の4名です。

2. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

議長 山本英博氏、委員 畠善昭氏、中西 一氏、中島恵子氏

3. 2026年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2025年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

5. 取締役 苗代亮達の有価証券報告書の所有株式数は、同氏が代表を務める会社である株式会社杏が所有する株式数を含んでおります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は5名であり、このうち新俊彦氏を除く山本英博氏、畠善昭氏、中西 一氏及び中島恵子氏の4名は監査等委員であります。

まず、監査等委員でない社外取締役である新俊彦氏は、厚生労働省を中心に、地方自治体、環境省、内閣府などにおける行政経験を通じて、介護・医療分野に関する幅広い見識と実績を有しており、これらの見識及び実績を活かし、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言を行っております。

一方、監査等委員である社外取締役4名は、幅広い経験と豊富な見識に基づき、客観的な視点で経営を監視し、経営の透明性を高める重要な役割を担っております。

監査等委員である社外取締役の山本英博氏は、事業会社における監査等委員の経験と経営に関する幅広い見識を有しており、客観的かつ独立的な立場から経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

同じく監査等委員である社外取締役の畠善昭氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

また、監査等委員である社外取締役の中西 一氏は、弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

さらに、監査等委員である社外取締役の中島恵子氏は、税理士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、経営全般に係る助言及び提言、監査結果についての意見交換、監査に関する協議等を行っております。

当社は、東京証券取引所が規定する独立役員の要件に基づき、独立性を判断しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を、独立社外取締役候補者として選定しております。なお、社外取締役の新俊彦氏、山本英博氏、畠善昭氏、中西 一氏及び中島恵子氏のいずれも、当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、監査等委員である社外取締役を中心として、取締役会への出席等を通じ、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより、各監査と連携した監督機能を果たしております。

また、監査等委員と内部監査部は、定例連絡会を毎月開催して、内部監査部の監査計画や監査結果等の報告を受け、意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

監査等委員会及び内部監査部と会計監査人の連携につきましては、緊密な連携を保ちつつ、監査等委員会は監査結果の報告を受けるだけでなく、期中においても必要な情報交換や意見交換を行い、内部監査部は内部監査の年間計画、監査手続、監査結果の利用等について協議を行い、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

社外取締役は、監査等委員である社外取締役を含め、必要に応じて直接・間接を問わず内部統制部門との連携を図り、適切な監督機能及び監査機能の充実に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

監査等委員会は社外取締役4名の監査等委員により構成されており、監査等委員会規程に基づき、原則として毎月1回開催し、監査等委員会で策定した監査計画に基づいて、当社の業務全般について、計画的かつ網羅的な監査を実施しております。監査等委員会における主な共有・検討事項として、監査方針、監査計画などの監査にかかる基本事項の決議やその他重要事項についての報告、協議及び決議を行っております。また、内部統制システムの構築・運用の状況を監視及び検証し、内部監査部との実効的な連携及び会計監査人からの報告等を通じて、情報を共有しております。なお、監査等委員である畠善昭氏、中島恵子氏は、財務及び会計に関して相当程度の知見を有しており、また、監査等委員である中西 一氏は、法務に関して相当程度の知見を有しております。常勤監査等委員の活動として、山本英博氏は、取締役会を含む重要会議への出席、事業所の往査、意見聴取等を行い、重点事項に関しては取締役会に報告を行っております。

毎月の定例監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。また、内部監査部及び会計監査人と緊密な連携を保ちつつ、適時必要な情報交換や意見交換を行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を計17回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
山本 英博	17回	17回
畠 善昭	17回	17回
中西 一	17回	17回
中島 恵子	17回	17回

また、当事業年度におけるその他の活動状況は以下のとおりです。

- ・ 監査報告書案の承認
- ・ 社内取締役や本社部門長との意見交換
- ・ 各施設の実地調査
- ・ 会計監査人からの監査・期中レビューの定例報告と連携
- ・ 内部監査のレビューと連携
- ・ 重要会議（経営会議等）への出席
- ・ その他報告と意見交換

なお、常勤監査等委員は、上記活動のほか、監査等委員会の報告書作成、委員会の調整、実地調査の段取り・資料作成、各種打ち合わせへの出席等を行っております。

内部監査の状況

当社は、内部監査部を設置しており、内部監査部長1名を含め5名が担当しております。内部監査計画に基づく監査を行うとともに、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告しております。内部監査担当は、効果的かつ効率的な監査のため、内部監査の状況等について、随時、監査等委員及び会計監査人と連携しております。

なお、内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「(2) 役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりです。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

7年間

c. 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 公認会計士 小松 聡
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者 公認会計士15名、その他17名

前事業年度の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士28名、その他38名であります。

前事業年度の会計監査業務に係る補助者の人数には、訂正財務諸表等に係る監査等に関与した補助者を含んでおります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案し、選定を行っております。当社は、有限責任監査法人トーマツが当社の会計監査を適切かつ妥当に行う体制を備えていると評価し、会計監査人として選定しております。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定しております。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任することとしております。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告することとしております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して毎年評価を行っております。この評価については、公益社団法人日本監査役協会の「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に沿って実施しており、会計監査人から、監査計画、監査体制、独立性、法令遵守の状況品質レビュー結果報告等を受け、会計監査人の監査活動状況の評価を踏まえ、監査等委員会として会計監査人の職務に問題はないと判断し、有限責任監査法人トーマツの再任を決議しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
156	1	66	1

- (注) 1. 前事業年度における監査証明業務に基づく報酬には、過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等127百万円を含んでおります。
2. 当事業年度における監査証明業務に基づく報酬には、事業報告書作成後に確定した追加報酬20百万円を含んでおります。このため、事業報告書に記載した会計監査人の報酬等の額とは相違しております。
3. 前事業年度における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務であります。
4. 当事業年度における非監査業務の内容は、新リース会計基準適用に係る助言・指導等であります。

b. 監査公認会計士と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
-	3	-	3

- (注) 非監査業務の内容は、デロイト トーマツ税理士法人が提供する税務コンプライアンス業務及び税務コンサルティング業務であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査時間、提出会社の規模及び業務の特性等を総合的に勘案することにより決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社では、「役員規程」及び「役員報酬制度の基本方針」において取締役の報酬制度を定め、これに基づき報酬額を決定しております。また、監査等委員でない取締役の報酬決定に関する手続きにおいて、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるため、社外取締役5名と代表取締役社長で構成される指名報酬諮問委員会を設置し、取締役報酬等に関する決定方針の策定と個人別の報酬等の内容、配分を審議し、取締役会へ答申しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定方法は、以下のとおりです。

(a) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び報酬の構成

当社は、2025年5月15日、同年12月1日および2026年3月19日に開催した指名報酬諮問委員会において、監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と、役員報酬を基本報酬と業績連動報酬により構成することを決議し、同日開催の取締役会へ答申しております。

当社の監査等委員でない取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、企業価値の持続的な向上を図る責務があることをより一層明確にし、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定報酬としての基本報酬に加え、株主利益と連動した報酬体系とするべく、短期のインセンティブプランとして業績連動報酬を導入しております。なお、基本報酬と業績連動報酬の総額の比率は70：30を目途としております。

監査等委員である取締役の報酬については、その職務に鑑み、業績連動報酬等の導入による監督機能への支障が生じることを避けるため、基本報酬のみで構成されております。

(b) 監査等委員でない取締役の個人別の基本報酬（金銭報酬）の決定に関する方針

当社の監査等委員でない取締役の基本報酬は、月例固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準や当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

(c) 監査等委員でない取締役の個人別の業績連動報酬（短期インセンティブ）の額又は算定方法に関する方針

業績向上への意欲を高め、各事業年度の成果を適切に反映するために、前期の税引前当期利益を翌期の業績連動報酬の指標としております。業績連動報酬の額の算定方法は、税引前当期利益の1～3%且つ50百万円を上限として各取締役の前年度の業績に応じた5段階評価（S～D）を基に算出した業績連動報酬額とし、12分割した金額を、個人別基本報酬（b）に加えて毎月支給することとしております。

ただし、新任取締役は、今年度の期待される業績に応じた評価とすることとしております。また、短期の業績のみならず中長期的な企業価値最大化に向けたサステナビリティへの取り組みのインセンティブとなるよう、「ESGへの取り組み」も評価の対象とすることとしております。

業績連動報酬 = 税引前当期利益 × 1～3%（上限50百万円） × 各取締役の評価率 × 個人別基本報酬 ÷ 基本報酬総額

(d) 取締役の報酬の限度額に関する株主総会の決議年月日

2019年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額は年額200百万円（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。

なお、決議時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く)	36	36	-	-	-	2
社外取締役(監査等委員 を除く)	5	5	-	-	-	1
社外取締役(監査等委 員)	13	13	-	-	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は投資株式を保有していないため、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。株式を保有する際には、取締役会において、その保有目的の合理性及び経済合理性等を総合的に勘案し、保有の可否を判断する方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

人材戦略及び従業員給与等の決定方針については、「第2 事業の状況 2サステナビリティに関する考え方及び取組(2)戦略」に記載しています。

(2)【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
3,570 (83)	39.6	2.4	4,842,157	0.1

(注)1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(パートタイマー及び嘱託契約の社員)については、年間の平均人員数(1日8時間換算)を()外数で記載しております。

2. 当期中において従業員数が268名増加しております。主な理由は、新規施設の開設に伴い期中採用が増加したことによるものです。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおり、年度内の中途入社者及び中途退職者を除いております。

4. 当社は介護事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社において、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況 ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

(4) 管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

2026年3月31日現在

当事業年度					
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1			補足説明
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパートタイマー・有期労働者	
29.1	77.6	88.1	90.1	93.2	(注)3

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 労働者の男女の賃金の額の差異については、等級別人員構成により差異が生じております。賃金の基準につきましては、性別に関係なく同一となっております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び刊行物の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,637	4,092
売掛金	4,068	4,923
商品	2	2
仕掛品	1	2
貯蔵品	12	15
前渡金	48	23
前払費用	149	149
未収還付法人税等	29	113
その他	18	127
貸倒引当金	1	1
流動資産合計	9,967	9,448
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1, 2 10,044	1, 2 10,973
構築物（純額）	1, 2 406	1, 2 422
機械及び装置（純額）	1 109	1 96
車両運搬具（純額）	1 7	-
工具、器具及び備品（純額）	1 828	1 819
土地	2 883	2 883
リース資産（純額）	1 14,358	1 21,669
建設仮勘定	1,067	229
有形固定資産合計	27,706	35,094
無形固定資産		
ソフトウェア	8	10
その他	5	5
無形固定資産合計	13	15
投資その他の資産		
出資金	0	0
長期貸付金	46	45
破産更生債権等	1	1
長期前払費用	82	75
繰延税金資産	385	52
その他	792	901
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	1,306	1,075
固定資産合計	29,026	36,185
資産合計	38,994	45,633

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	169	209
短期借入金	2,660	2,572
1年内償還予定の社債	215	215
1年内返済予定の長期借入金	2,31,039	2,31,039
債権流動化に伴う支払債務	-	1,516
リース債務	273	378
未払金	1,843	1,603
未払費用	422	453
前受金	1	1
預り金	80	50
前受収益	4	6
賞与引当金	1,091	1,233
その他	0	4
流動負債合計	5,602	7,084
固定負債		
社債	245	230
長期借入金	2,35,580	2,34,541
リース債務	14,877	22,535
退職給付引当金	241	314
診療報酬返還に伴う負債	3,207	3,207
資産除去債務	547	612
その他	275	335
固定負債合計	24,774	31,576
負債合計	30,377	38,661
純資産の部		
株主資本		
資本金	35	35
資本剰余金		
その他資本剰余金	8,633	8,633
資本剰余金合計	8,633	8,633
利益剰余金		
利益準備金	8	8
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82	1,739
利益剰余金合計	74	1,730
自己株式	5	5
株主資本合計	8,589	6,932
新株予約権	27	39
純資産合計	8,616	6,972
負債純資産合計	38,994	45,633

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 26,496	1 28,136
売上原価	21,581	25,372
売上総利益	4,914	2,763
販売費及び一般管理費	2, 3 3,800	2, 3 3,987
営業利益又は営業損失()	1,114	1,223
営業外収益		
受取利息及び配当金	3	8
補助金収入	123	164
助成金収入	10	18
保険金収入	2	50
その他	26	39
営業外収益合計	166	281
営業外費用		
支払利息	814	1,196
その他	77	29
営業外費用合計	892	1,226
経常利益又は経常損失()	388	2,168
特別利益		
寄付金収入	-	1,000
特別利益合計	-	1,000
特別損失		
固定資産除却損	4 3	4 6
特別調査費用等	5 638	-
上場契約違約金	6 62	-
特別損失合計	704	6
税引前当期純損失()	316	1,175
法人税、住民税及び事業税	495	148
法人税等調整額	113	332
法人税等合計	609	481
当期純損失()	925	1,656

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
材料費		1,688	7.8	2,125	8.4
労務費	1	15,969	74.0	18,413	72.6
経費	2	3,924	18.2	4,832	19.0
当期売上原価		21,581	100.0	25,372	100.0

(注) 1 労務費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び手当	11,762百万円	13,562百万円
法定福利費	2,134	2,474
賞与引当金繰入額	1,044	1,184
賞与	933	1,072

2 経費の主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
減価償却費	1,361百万円	1,841百万円
消耗品費	621	611
地代家賃	590	734
水道光熱費	478	562
業務委託費	562	728

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	35	4,062	4,062	8	1,085	1,093	8	5,182	
当期変動額									
剰余金の配当					241	241		241	
当期純損失()					925	925		925	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分		4,570	4,570				3	4,574	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	4,570	4,570	-	1,167	1,167	3	3,407	
当期末残高	35	8,633	8,633	8	82	74	5	8,589	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	15	5,198
当期変動額		
剰余金の配当		241
当期純損失()		925
自己株式の取得		0
自己株式の処分		4,574
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11	11
当期変動額合計	11	3,418
当期末残高	27	8,616

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	35	8,633	8,633	8	82	74	5	8,589	
当期変動額									
当期純損失()					1,656	1,656		1,656	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	1,656	1,656	-	1,656	
当期末残高	35	8,633	8,633	8	1,739	1,730	5	6,932	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	27	8,616
当期変動額		
当期純損失()		1,656
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11	11
当期変動額合計	11	1,644
当期末残高	39	6,972

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失()	316	1,175
減価償却費	1,384	1,862
賞与引当金の増減額(は減少)	295	142
退職給付引当金の増減額(は減少)	66	72
診療報酬返還に伴う負債の増減額(は減少)	1,189	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	3	8
支払利息	814	1,196
補助金収入	123	164
助成金収入	10	18
保険金収入	2	50
寄付金収入	-	1,000
有形固定資産除売却損益(は益)	3	5
特別調査費用等	638	-
上場契約違約金	62	-
売上債権の増減額(は増加)	80	855
棚卸資産の増減額(は増加)	2	2
仕入債務の増減額(は減少)	51	39
未払金及び未払費用の増減額(は減少)	515	193
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	-	42
その他	29	53
小計	4,512	159
利息及び配当金の受取額	2	7
利息の支払額	811	1,180
補助金の受取額	123	164
助成金の受取額	8	18
保険金の受取額	1	50
寄付金の受取額	-	1,000
特別調査費用等の支払額	638	-
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,315	232
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,883	332
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	4,207	1,169
無形固定資産の取得による支出	7	2
有形固定資産の売却による収入	-	6
敷金の差入による支出	210	130
その他	28	21
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,396	1,275
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	2,740	87
債権流動化の債務純増減額(は減少)	-	1,516
長期借入れによる収入	4,500	-
長期借入金の返済による支出	917	1,039
社債の償還による支出	15	15
配当金の支払額	241	0
リース債務の返済による支出	247	293
自己株式の処分による収入	4,574	-
その他	69	18
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,842	62
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	2,330	1,545
現金及び現金同等物の期首残高	3,307	5,637
現金及び現金同等物の期末残高	1 5,637	1 4,092

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
機械及び装置	17年
構築物	10～20年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分）	5年（社内における利用可能期間）
その他	15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上していません。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社では、老人福祉法、介護保険法、健康保険法及び障害者総合支援法に基づく必要な許認可等を取得したうえで、利用者の身体の状態や環境に合わせて介護及び看護サービスを提供しております。当社は利用者とのサービス契約書および「訪問介護計画」や「訪問看護計画」に基づき、利用者に対して各種介護及び看護サービスの履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護保険法令に定める金額及び医療保険の診療報酬に準じた金額に基づき収益を認識しています。

また、当社は利用者との間の介護施設利用契約に基づき、居室及び食事等を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、一定の期間にわたり利用者が便益を享受し充足される履行義務であることから、当該履行義務が充足される期間において、介護施設利用契約書に記載された金額に基づき収益を認識しています。

なお、取引の対価は、履行義務の充足時点である各月末時点から概ね2か月以内に支払を受けております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

控除対象外消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、個々の固定資産の取得原価に算入し、固定資産の耐用年数にわたって償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形・無形固定資産合計	27,720	35,110
うち、施設資産	27,660	35,059

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主に施設を基本単位としてグルーピングしております。減損損失の認識の要否および減損損失額の算定にあたっては、将来の事業計画を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを用いて見積りを行っております。また、介護施設の新規開設後の実績が計画どおりであるかを経営会議においてモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。しかしながら、外部環境の著しい変化等により、施設収益が悪化し、施設における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなった場合には、固定資産について減損損失を計上することとなり、翌事業年度以降の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	385	52

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計基準適用指針第26号に基づき、将来の課税所得の見積り等により繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当事業年度は、損益の変動を踏まえ、将来減算一時差異について年度ごとのスケジュールリングを行い、将来発生が見込まれる繰延税金負債との相殺可能性を含めて検討しております。また、繰越欠損金の回収可能性についても、将来の課税所得の見積りに基づき評価性引当額を算定しております。これらの見積りは、事業計画および直近の業績動向を前提としており、今後の経済環境の変動等により実績が見積りと異なる場合には、評価性引当額の増減を通じて翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(診療報酬返還に係る見積り)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
診療報酬返還に伴う負債	3,207	3,207

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、訪問看護事業において過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したことを受け、外部専門家を含む特別調査委員会の調査結果に基づき、前事業年度から合理的に見積可能な範囲で返還見込額を診療報酬返還に伴う負債として計上しております。診療報酬返還に伴う負債は、過去の訪問看護の所要時間を確認するための資料が極めて限定されている中で、訪問看護記録の記載内容、関係者へのヒアリング結果、ならびに特別調査委員会が設定した標準所要時間等を手がかりとして試算したものであります。返還対象となる診療報酬額の試算及び最終的な返戻金額は、所管行政当局の指導等を経て決定される性質のものであり、当事業年度末時点において確定しておらず、見積りの精緻化に足る追加情報が得られていないため、前事業年度末から計上金額に変更はありません。これらの見積りは、今後の行政当局の見解や追加の調査結果により変動する可能性があります。実際の返還額が見積りと異なる場合には、翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(追加情報)

(診療報酬返還に伴う負債)

外部報道機関の報道を契機として、訪問看護事業において全社的に過剰な診療報酬請求が行われた疑義が判明したため、2024年9月20日に独立した外部の弁護士を含む特別調査委員会を設置して調査を進め、2025年2月7日に特別調査委員会から調査報告書を受領しました。特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明しました。

これに伴い、前事業年度において、当該診療報酬に係る過大の請求等に対して、保険者等に対する金員の返戻額を計上しております。当事業年度においては、再発防止策が導入されていることから、追加で計上すべき返戻額は発生しておりません。

(貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,670百万円	5,449百万円

上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
建物	7,513百万円	8,366百万円
構築物	273	297
土地	706	706
計	8,492	9,370

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期借入金	460百万円	572百万円
長期借入金(1年以内返済予定額を含む)	5,575	5,297
社債(銀行保証付無担保社債) (1年以内償還予定額を含む)	60	45
計	6,095	5,914

3 財務制限条項

当社の借入契約の一部には、財務制限条項が付されています。

当社が2020年3月25日に締結したシンジケートローン方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2020年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2019年3月期末の金額のいずれか大きいほうの75%以上に維持すること。

(b)2020年3月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

2025年3月期末日の借入残高(長期借入金632百万円、1年以内返済長期借入金33百万円)

2026年3月期末日の借入残高(長期借入金598百万円、1年以内返済長期借入金33百万円)

当社が2022年10月3日に締結したバイラテラル方式タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、当該決算期直前の決算期末日の75%以上に維持すること。

(b)2022年3月期及びそれ以降の各決算期末日における単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上しないこと。

2025年3月期末日の借入残高(長期借入金265百万円、1年以内返済長期借入金75百万円)

2026年3月期末日の借入残高(長期借入金189百万円、1年以内返済長期借入金75百万円)

当社が2023年3月14日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2023年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2023年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(c)2023年3月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

2025年3月期末日の借入残高（長期借入金321百万円、1年以内返済長期借入金71百万円）

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金249百万円、1年以内返済長期借入金71百万円）

当社が2023年6月27日に締結した実行可能期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年3月期及びそれ以降の各決算期の末日における単体の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を、2023年3月期の年度決算期の末日または前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%以上に維持すること。

(b)2024年3月決算期以降の各年度決算期の末日における単体の損益計算書において、経常損益の金額を0円以上に維持すること。

(c)2024年3月期以降各年度決算期の末日における単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準値を20以下とすること。

$$\text{基準値} = \text{有利子負債} - (\text{売掛金} + \text{棚卸資産} - \text{買掛金} + \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費})$$

(a)～(c)の各項目において、同一項目について2期連続して抵触しないこと。

2025年3月期末日の借入残高（長期借入金562百万円、1年以内返済長期借入金107百万円）

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金455百万円、1年以内返済長期借入金107百万円）

当社が2023年9月15日に締結したコミットメント期限付タームローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

(a)2024年3月期及びそれ以降の各決算期末日の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を、直前の事業年度の決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%以上とすること。

(b)各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2024年3月期以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(c)2024年3月期決算期以降につき、単体の貸借対照表及び損益計算書においてネットレバレシオを20以下とすること。

2025年3月期末日の借入残高（長期借入金549百万円、1年以内返済長期借入金100百万円）

2026年3月期末日の借入残高（長期借入金449百万円、1年以内返済長期借入金100百万円）

なお、上記の借入契約及びについては、当事業年度末において財務制限条項に抵触しておりますが、取引先金融機関より期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて書面による承諾を得ております。

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度8.8%、当事業年度10.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91.2%、当事業年度90.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料及び手当	1,161百万円	1,303百万円
賞与引当金繰入額	47	49
退職給付費用	7	8
減価償却費	22	20
採用費	587	570
租税公課	504	437

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
	59百万円	46百万円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	0百万円	1百万円
工具、器具及び備品	2	5
リース資産	0	-
計	3	6

5 特別損失の特別調査費用等638百万円は、特別調査委員会に係る調査費用や過年度決算訂正関連費用等を計上したことによる損失であります。

6 特別損失の上場契約違約金62百万円は、2025年4月30日付で株式会社東京証券取引所より上場契約違約金の徴収を受けたことに係る損失であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	35,220,000	-	-	35,220,000
合計	35,220,000	-	-	35,220,000
自己株式				
普通株式 (注)1.2.	4,974,648	44	2,187,200	2,787,492
合計	4,974,648	44	2,187,200	2,787,492

(注)1. 普通株式の自己株式数の増加44株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式数の減少2,187,200株は、公募による自己株式の処分による減少2,000,000株、新株予約権の権利行使による減少187,200株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	27
合計			-	-	-	-	27

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日取締役会	普通株式	241	8	2024年3月31日	2024年6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	35,220,000	-	-	35,220,000
合計	35,220,000	-	-	35,220,000
自己株式				
普通株式	2,787,492	-	-	2,787,492
合計	2,787,492	-	-	2,787,492

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	39
合計			-	-	-	-	39

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	5,637百万円	4,092百万円
現金及び現金同等物	5,637	4,092

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	1,807百万円	8,059百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、介護事業における有料老人ホーム施設及び当該施設等で使用する送迎用車両や備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内	298	408
1年超	7,123	9,946
合計	7,422	10,354

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては社債、銀行借入及びリース取引により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、主として国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるためリスクは僅少であります。その他の売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社の債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

社債、借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後34年であります。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
社債(*3)	60	57	2
長期借入金(*4)	6,619	6,619	-
リース債務(*5)	15,150	13,373	1,776
負債計	21,829	20,050	1,779

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金、買掛金、未払金、短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3)1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*5)リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

当事業年度（2026年3月31日）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
社債(*3)	45	42	2
長期借入金(*4)	5,580	5,580	-
リース債務(*5)	22,914	19,156	3,758
負債計	28,539	24,779	3,760

(*1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2)「売掛金、買掛金、未払金、短期借入金、債権流動化に伴う支払債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3)1年内償還予定の社債は、社債に含めております。

(*4)1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(*5)リース債務は流動負債に計上されるリース債務と固定負債に計上されるリース債務の合計であります。

（注1）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	5,637	-	-	-
売掛金	4,068	-	-	-
合計	9,706	-	-	-

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金及び預金	4,092	-	-	-
売掛金	4,923	-	-	-
合計	9,015	-	-	-

（注2）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 （百万円）	1年超 2年以内 （百万円）	2年超 3年以内 （百万円）	3年超 4年以内 （百万円）	4年超 5年以内 （百万円）	5年超 （百万円）
短期借入金	660	-	-	-	-	-
長期借入金	1,039	1,039	1,025	1,023	985	1,507
社債	15	15	15	15	-	-
リース債務	273	294	300	310	325	13,645
合計	1,987	1,348	1,341	1,349	1,310	15,152

当事業年度（2026年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	572	-	-	-	-	-
長期借入金	1,039	1,025	1,023	985	821	685
社債	15	15	15	-	-	-
リース債務	378	424	440	462	484	20,723
債権流動化に伴う支払債務	1,516	-	-	-	-	-
合計	3,521	1,464	1,479	1,447	1,305	21,409

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	57	-	57
長期借入金	-	6,619	-	6,619
リース債務	-	13,373	-	13,373
負債計	-	20,050	-	20,050

当事業年度（2026年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	-	42	-	42
長期借入金	-	5,580	-	5,580
リース債務	-	19,156	-	19,156
負債計	-	24,779	-	24,779

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付債務の期首残高	182百万円	219百万円
勤務費用	66	78
利息費用	0	4
数理計算上の差異の発生額	27	28
退職給付の支払額	3	8
退職給付債務の期末残高	219	266

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	219百万円	266百万円
未認識数理計算上の差異	22	47
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	241	314
退職給付引当金	241	314
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	241	314

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	66百万円	78百万円
利息費用	0	4
数理計算上の差異の費用処理額	1	2
確定給付制度に係る退職給付費用	69	80

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
割引率	2.1%	2.1%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	14	14

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社従業員 14名	当社従業員 1名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 600,000株	普通株式 30,000株
付与日	2021年3月26日	2021年11月1日
権利確定条件	付与日以降(2021年3月26日)以降、 権利確定日(2023年3月26日)まで継続して勤務していること。	付与日以降(2021年11月1日)以降、 権利確定日(2023年10月15日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2021年3月26日 至2023年3月26日	自2021年11月1日 至2023年10月15日
権利行使期間	自2023年3月27日 至2031年3月15日	自2023年10月16日 至2031年10月15日

	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
株式の種類別ストック・オプションの数(注)	普通株式 39,000株
付与日	2022年12月7日
権利確定条件	付与日以降(2022年12月7日)以降、 権利確定日(2024年11月16日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2022年12月7日 至2024年11月15日
権利行使期間	自2024年11月16日 至2032年11月15日

(注) 2022年2月15日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)及び2023年4月1日付株式分割(普通株式1株につき3株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2026年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前（株）			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後（株）			
前事業年度末	43,500	10,200	39,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	43,500	10,200	39,000

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2022年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2023年4月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格（円）	73	129	2,564
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における 公正な評価単価（円）	-	-	ア：1,163 イ：1,206 ウ：1,247

- (注) 1. 行使時平均株価は、行使時の月中平均株価であります。
2. 第5回新株予約権については段階的行使条件が設定されていることから、当該条件に合わせて予想残存期間の異なる3種類の公正な評価単価を記載しております。
3. 株式数に換算して記載しております。なお、2022年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）及び2023年4月1日付株式分割（普通株式1株につき3株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
4. 上記新株予約権については、2024年7月17日を払込期日とする公募による自己株式の処分に伴い、権利行使価格を調整し記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 8百万円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
- 百万円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年 3月31日)	当事業年度 (2026年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	374百万円	433百万円
未払社会保険料	60	69
退職給付引当金	84	110
診療報酬返還に伴う負債	1,125	1,125
リース債務	41	36
資産除去債務	192	215
減損損失	39	38
税務上の繰越欠損金 (注) 2	-	392
その他	82	22
繰延税金資産小計	2,000	2,443
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	-	392
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,351	1,706
評価性引当額 (注) 1	1,351	2,098
繰延税金資産合計	649	344
繰延税金負債		
未収還付事業税	11	13
未収還付地方特別法人税	4	4
リース資産	34	30
資産除去債務に対応する除去費用	159	172
会計方針の変更による影響額	53	69
その他	0	1
繰延税金負債合計	263	292
繰延税金資産の純額	385	52

(注) 1 . 評価性引当額が746百万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加に加え、将来の課税所得見積額および将来加算一時差異の減少に伴い、その他の将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性が低下したことによるものです。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度 (2026年 3月31日) (単位 : 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	392	392
評価性引当額 (2)	-	-	-	-	-	392	392
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金392百万円 (法定実効税率を乗じた額) は、当事業年度に税引前当期純損失1,175百万円計上したことにより生じたものであります。将来の課税所得を慎重に検討した結果、全額を回収不能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失のため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

有料老人ホーム施設及びデイサービス施設等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物等の耐用年数等と同様として見積り、割引率は耐用年数等に応じた年数の国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当事業年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
期首残高	301百万円	547百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	238	54
時の経過による調整額	7	10
期末残高	547	612

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具事 業	加圧トレー ニング事業	
北海道	2,380	-	-	-	-	-	2,380
関東	9,717	-	-	-	-	-	9,717
中部・北陸	4,098	1,990	169	472	89	33	6,852
関西	4,320	-	-	-	-	-	4,320
九州	2,815	-	-	-	-	-	2,815
顧客との契約から 生じる収益	23,332	1,990	169	472	89	33	26,086
その他の収益	-	-	-	-	410	-	410
外部顧客への売上 高	23,332	1,990	169	472	499	33	26,496

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

当事業年度(自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)

(単位:百万円)

	サービス区分						合計
	PDハウス	医療特化型 住宅	グループ ホーム	デイ サービス	福祉用具事 業	加圧トレー ニング事業	
北海道	2,355	-	-	-	-	-	2,355
関東	10,561	-	-	-	-	-	10,561
中部・北陸	4,420	1,805	168	458	87	32	6,972
関西	4,994	-	-	-	-	-	4,994
中国・四国	185	-	-	-	-	-	185
九州	2,653	-	-	-	-	-	2,653
顧客との契約から 生じる収益	25,170	1,805	168	458	87	32	27,722
その他の収益	-	-	-	-	413	-	413
外部顧客への売上 高	25,170	1,805	168	458	501	32	28,136

(注)「その他の収益」は、リース取引に関する会計基準に基づく収益であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社は、介護事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	合計
外部顧客への売上高	23,332	1,990	169	472	499	33	26,496

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位: 百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
石川県国民健康保険団体連合会	3,968
東京都国民健康保険団体連合会	3,558
大阪府国民健康保険団体連合会	3,334

(注) 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位: 百万円)

	PDハウス	医療特化型住宅	グループホーム	デイサービス	福祉用具事業	加圧トレーニング事業	合計
外部顧客への売上高	25,170	1,805	168	458	501	32	28,136

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在する有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高
石川県国民健康保険団体連合会	3,449
東京都国民健康保険団体連合会	3,139
大阪府国民健康保険団体連合会	3,054

(注) 当社は、介護事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及び主要株主	苗代亮達	-	-	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 12.05% 間接 41.65%	寄付金の受入	寄付金の受入(注)1	1,000	-	-
						不適切支出の返還金の受領	立替金の回収(注)2	58	-	-

(注) 1. 当該寄付金は、当社の財務基盤の強化を目的として、支配株主である代表取締役から受領したものであり、取締役会の承認に基づき決定されたものです。また、当社と当社代表取締役社長の苗代亮達との間で締結される贈与契約に基づき、当社には返済義務その他一切の義務及び負担はなく、用途についても特段の指定はありません。

2. 外部弁護士による調査において私的利用と認定された経費16百万円及び調査に要した費用42百万円の合計58百万円について、代表取締役社長から返還を受けたものであります。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	265.69円	214.97円
1 株当たり当期純損失 ()	29.12円	51.07円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	-	-

(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2 . 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	当事業年度 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
1 株当たり当期純損失金額 ()		
当期純損失 () (百万円)	925	1,656
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純損失 () (百万円)	925	1,656
普通株式の期中平均株式数 (株)	31,792,373	32,432,508
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (株)	-	-
(うち新株予約権 (株))	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

3 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当事業年度 (2026年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	8,616	6,972
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	8,616	6,972
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	32,432,508	32,432,508

(重要な後発事象)

(借入金返済条件の変更)

当社は、2026年3月27日にバンクミーティングを開催し、取引金融機関と借入金元金の一定期間における返済猶予について協議を行ってまいりました。その結果、全ての取引金融機関より当該返済猶予に関する同意を得ており、2026年4月21日開催の取締役会において、借入金の返済条件を変更することを決議しております。

(1) 目的

手元資金の確保

(2) 条件変更の内容

2026年4月30日から同年9月30日までに返済期限が到来する借入金の約定返済分の元金(総額574百万円)について返済猶予とする。

(3) 損益に及ぼす影響

当該条件変更が損益に及ぼす影響は軽微であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計 額(百万円)
有形固定資産	建物	10,044	1,524	2	592	10,973	1,938
	構築物	406	59	-	42	422	111
	機械及び装置	109	-	-	12	96	22
	車両運搬具	7	-	5	1	-	-
	工具、器具及び備品	828	444	8	445	819	1,166
	土地	883	-	-	-	883	-
	リース資産	14,358	8,059	-	749	21,669	2,210
	建設仮勘定	1,067	229	1,067	-	229	-
	計	27,706	10,317	1,084	1,844	35,094	5,449
無形固定資産	ソフトウェア	8	5	-	2	10	30
	その他	5	-	-	0	5	2
	計	13	5	-	3	15	32

(注) 1. 当期増加額の主なものは、新規出店にかかる建物、リース資産、工具、器具及び備品、翌期新規開設にかかる建設仮勘定であります。

2. 上記の減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
株式会社サンウェルズ第2回無担保社債(株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定)(注)1.2	2019年3月29日	60 (15)	45 (15)	0.26	なし	2029年3月30日
合計	-	60 (15)	45 (15)	-	-	-

(注) 1. 当期末残高の()内書きは、1年以内に償還が予定されている無担保社債であります。

2. 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
15	15	15	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	660	572	1.73	-
1年以内に返済予定の長期借入金	1,039	1,039	1.44	-
1年以内に返済予定のリース債務	273	378	4.7	-
債権流動化に伴う支払債務	-	1,516	1.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,580	4,541	1.55	2027年～2045年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	14,877	22,535	5.3	2027年～2060年
合計	22,429	30,583	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金等の残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,025	1,023	985	821
リース債務	424	440	462	484

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	2	1	-	1	2
賞与引当金	1,091	1,233	1,091	-	1,233

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、債権の回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	2
預金	
普通預金	4,090
小計	4,090
合計	4,092

b. 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
大阪府国民健康保険団体連合会	658
石川県国民健康保険団体連合会	575
東京都国民健康保険団体連合会	549
神奈川県国民健康保険団体連合会	381
北海道国民健康保険団体連合会	355
その他	2,402
合計	4,923

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
4,068	28,434	27,578	4,923	84.9	57.7

c. 商品

品目	金額(百万円)
販売日用品等	2
合計	2

d. 仕掛品

品目	金額(百万円)
未成工事支出金	2
合計	2

e. 貯蔵品

区分	金額(百万円)
消耗品等	15
合計	15

流動負債
買掛金

相手先	金額(百万円)
株式会社LEOC	167
株式会社サンネットワーク石川	11
ファシリティパートナーズ株式会社	7
コンパスグループ・ジャパン株式会社	5
アビリティーズ・ケアネット株式会社	4
その他	12
合計	209

固定負債

診療報酬返還に伴う負債

診療報酬返還に伴う負債は、3,207百万円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項(重要な会計上の見積り) 診療報酬返還に係る見積り」に記載しております。

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	中間会計期間	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	6,605	13,407	20,734	28,136
税引前中間(当期)(四半期)純損失()(百万円)	687	1,445	1,948	1,175
中間(当期)(四半期)純損失()(百万円)	725	1,517	2,055	1,656
1株当たり中間(当期)(四半期)純損失()(円)	22.35	46.77	63.37	51.07

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	22.35	24.41	16.60	12.29

(注) 当社は、第1四半期及び第3四半期について金融商品取引所の定める規則により四半期に係る財務情報を作成しており、当該四半期に係る財務情報に対する期中レビューを受けております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告に掲載する方法とする。やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://sunwels.jp/pdh/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第20期)(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月26日北陸財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月26日北陸財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第21期中)(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日北陸財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2026年2月12日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。

2025年11月12日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2025年6月26日北陸財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月25日

株式会社サンウェルズ

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

北 陸 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大枝 和之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石橋 智己

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サンウェルズの2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンウェルズの2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

前事業年度に発覚した訪問看護事業における過大な診療報酬請求への対応
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
<p>当事業年度の財務諸表に計上されている売上高28,136百万円のうち、訪問看護事業に係る売上高は15,106百万円(54%)である。</p> <p>追加情報に記載されている通り、前事業年度における特別調査委員会の調査の結果、訪問看護事業において、短時間訪問や同行者不在に起因する診療報酬の請求が過大に行われた事案(以下、本件過大請求事案という)が判明したことから、会社は過年度の財務諸表について訂正を行い、2025年2月12日に2022年3月期から2024年3月期までの有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出している。</p> <p>また、本件過大請求事案を受け、会社は訪問介護事業に係る全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制に開示すべき重要な不備が存在すると判断し、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載した2023年3月期及び2024年3月期の内部統制報告書の訂正報告書及び2025年3月期の内部統制報告書を開示している。</p> <p>会社は、当事業年度において、再発防止策の実行により当該内部統制の不備の是正を行っているが、本件過大請求事案は高い公益性が求められる会社の主たる事業に係るものであり、速やかな改善が求められる一方、識別されている不備の内容や再発防止策は多岐にわたっている。</p> <p>このため、当該内部統制の不備の是正が予定通りに進捗しない場合には、当事業年度の売上高の過大計上のリスクが高まることから、監査人は、訪問看護事業に係る全社的な内部統制及び業務プロセスに関する内部統制の開示すべき不備の是正状況の評価、並びに当該不備に起因する診療報酬の過大な請求による売上高の過大計上リスクへの対応について慎重に検討する必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>
監査上の対応
<p>当監査法人は前事業年度に識別された、訪問看護事業における内部統制の開示すべき重要な不備の是正状況の評価し、関連する重要な虚偽表示リスクに対応するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の開示すべき重要な不備の是正状況の評価</p> <p>全社統制</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社は訪問看護事業を推進するための基盤となるリスク分析・評価等のための体制が不十分だった点を是正するため、医療・介護業界のコンプライアンスに精通する外部有識者の招へいを行い、経営陣の施設ラウンドによる現場レベルでのリスクの把握や訪問看護・介護事業リスク検討委員会でのリスク評価や対応策の協議を実施している。 この点、委員会の運用状況について経営陣や監査等委員に質問を行うとともに、訪問看護・介護事業リスク検討委員会の議事録を閲覧し、上記是正策が適切に整備運用されている点確認した。 会社は診療報酬の過大請求の要因となっていた人事評価制度を是正するため、評価項目の見直しを行っている。この点、人事評価制度の評価項目から施設目標単価が廃止され、新たな評価基準(顧客満足度、従業員満足度、コンプライアンス)が設けられていることを人事評価見直しに関する社内通知文書の閲覧並びに、施設長及び看護師の実際の人事評価資料の閲覧にて確認した。 会社は短時間訪問や同行者不在訪問の要因となっていた人的リソース不足の解消を図っている。この点、ナースコール対応人員が各施設に配置されていることを各施設の訪問帯表の閲覧にて確認した。 <p>業務プロセスに関する内部統制</p> <ul style="list-style-type: none"> 会社は現場において、訪問回数や同行者要否を個別に判断する統制が形骸化し、訪問看護時間や同行者帯同の有無を正確に記録・検証する仕組みも十分に運用されていなかった点を是正するため、訪問看護時間の電子記録制度の導入、複数の看護師の連携による訪問看護計画の作成・見直し、訪問看護記録のチェック体制の強化を行っている。 訪問看護時間の電子記録制度の導入については、訪問看護記録書に記録されている訪問時間及び提供時間とTAPOカメラの動画記録との整合性を検討することにより確認した。 複数の看護師の連携による訪問看護計画の作成・見直しについては、カンファレンス議事録の閲覧および拠点往査時の看護師へのヒアリングにより確認した。 訪問看護記録のチェック体制の強化については、訪問看護記録のチェック資料を閲覧し、現場の管理職(看護主任・副主任)による訪問看護記録に記載された訪問時間の確認及び請求可否の判断がなされていることを確認した。 <p>(2) 診療報酬の過大な請求による売上の過大計上リスクへの対応手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問看護記録データから、短時間訪問、または少数の看護行為に基づく請求を抽出し、看護記録の閲覧と質問により、請求の可否に関する会社判断の妥当性に関し、慎重に検討した。 訪問看護記録に基づかない不適切請求の有無を検証するため、訪問看護実施の証拠である全訪問看護記録データと請求データの件数が整合していることを確認した。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由
<p>2025年2月7日付「特別調査委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にて公表したとおり、訪問看護事業において診療報酬の請求が過大に行われた事実が判明した。会社は本件の対象となる部分について過年度の決算を訂正し、また再発防止策の策定と内部統制強化に取り組んだ結果、収益性は大幅に低下し、前事業年度において当期純損失925百万円を計上し、当事業年度においても当期純損失1,656百万円を計上するに至っている。加えて、2026年度診療報酬改定等の外部環境の変化を背景に、現行の事業構造では収益性の確保が困難となる局面にある。</p> <p>上記の結果、当事業年度末の借入金のうち、2023年3月14日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高321百万円）及び2023年9月15日締結のコミットメント期限付タームローン契約（当事業年度末現在の借入金残高549百万円）に付されている財務制限条項に抵触する状況となっている。</p> <p>以上より、経営者は、当事業年度の末日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識している。</p> <p>当該状況をふまえ、経営者は、収益モデルの転換、コスト構造の抜本的見直し、稼働率向上施策の推進等の対応策を計画するとともに、取引先金融機関から6カ月の借入金元本返済に関する猶予を受けており、決算日から翌1年間において十分な運転資金の確保を計画している。</p> <p>以上より、経営者は、当事業年度の末日において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在するものの、当該事項に関し重要な不確実性はないと判断している。</p> <p>経営者が実施した継続企業の前提に関する重要な不確実性の評価を検討するためには、会社の作成した資金計画及びその基礎となる事業計画の信頼性の検討が必要となる。事業計画には、診療報酬改定後の医療単価を前提とした入居者数増加による収益向上や、人員配置の適正化による費用削減、といった重要な仮定が含まれており、当該仮定は経営者の主観的な判断や不確実性を伴うことから、当監査法人は当該事項を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>
監査上の対応
<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかを検討するにあたり、経営者の対応策とその実行可能性を確かめるため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者が作成した資金計画に関連する翌事業年度の事業計画について、その作成プロセスを理解するとともに、当該計画が取締役会において承認されていることを確かめた。 資金計画の前提となる事業計画の合理性・実行可能性の評価にあたり、診療報酬改定後の医療単価を前提とした入居者数増加による収益向上や人員配置の適正化による費用削減が計画どおりに行われるという経営者の仮定の合理性を検討するために、経営者及び担当者への質問を実施した。 <p>また回答の妥当性を検討するため、診療報酬改定後の医療単価及び人員配置の仮定については、診療報酬改定後の制度概要を理解し、当該制度を前提とした施設モデルの人員配置による訪問看護サービス提供の実現可能性について、担当者への質問及び関連資料の閲覧により確認した。</p> <p>入居者数増加の仮定については、既存施設における過去の入居者推移や直近の入居申込状況について関連資料の閲覧により確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 決算日から翌1年間の資金計画表について、事業計画や借入金返済スケジュール表、設備投資計画との整合性を確かめる等の手続によって、資金計画表の基礎数値の正確性を確認した。 今後の新規融資・融資継続に関する融資姿勢について、金融機関の支店長等への質問を実施した。 経営者が評価を行った日以後に追加的な事実や情報がないか否かを含め、経営者の対応策に関連する事項を把握するために監査報告書日までに開催された取締役会の議事録を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サンウェルズの2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社サンウェルズが2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。